

# 令和6年度鳥取県環境審議会(第3回) 次第

日時:令和6年12月20日(金)

午前10時30分から午前12時まで

場所:鳥取県庁第2庁舎4階 第32会議室

(鳥取市東町一丁目271番地)

## 1 開会

## 2 議事

### (1)答申事項

- ・第8期中海に係る湖沼水質保全計画の策定について・・・(資料1)

### (2)部会議決事項

- ・鳥取県公害防止条例施行規則の改正について【大気・水質部会】・・・(資料2)

## 3 その他

## 4 閉会

## 鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

部会	委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
企画政策	緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水		○
	上保 裕典	Chukaiトライセクターラボ ラボ長	環境政策	—	—
	岡田 綾子	NPO 法人エコパートナーとっとり(とっとり自然環境館マネージャー)	環境実践	—	—
	清水 香代子	(公募委員)	環境政策	—	—
	米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ		
廃棄物・リサイクル	藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント		○
	上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政	○	
	奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	○	
	国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理	—	—
	山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践	—	—
大気・水質	齋藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
	大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
	岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動	—	—
	伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学		○
	朴 紫暎	鳥根大学総合理工学部 助教	環境化学		○
温泉・地下水	伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
	小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学		○
	小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
	森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉		○
	自然保護	神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物	
赤井 伸江		NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ		○
澤 恵美子		(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー	自然観察、体験等	—	—
汐田 里絵		(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
藤木 大介		兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理		○
鳥獣	笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師		○
	岡村 満裕	鳥取県猟友会会員	狩猟	○	
	吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護		○
	横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
	小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策	—	—

出席19名(直接4人、web15人)、欠席9名

## (事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 若松 紀樹、次長 長岡 孝
環境立県推進課 星空推進室	課長補佐 畠山 恵介、係長 山下 諒、係長 牧野 智行 室長 九鬼 貴弘
自然共生社会局	
水環境保全課	課長 清水 広明、参事 西山 泰司、課長補佐 門脇 紗織、課長補佐 向井 京子、 係長 安田 優

出席11人

## 鳥取県環境審議会 資料一覧

### (1) 答申事項

資料1	第8期中海に係る湖沼水質保全計画の策定について	p1
-----	-------------------------	----

### (2) 部会議決事項の報告

資料2	鳥取県公害防止条例施行規則の改正について	p45
-----	----------------------	-----

### (3) その他【参考資料】

資料3	令和6年度鳥取県環境審議会企画政策部会(第1回)の概要について	p50
資料4	倉吉保健所局のPM2.5測定値の公開再開について	p52
資料5	鳥取県環境審議会について	p53

鳥環審第20号  
令和6年12月2日

鳥取県環境審議会長 様

鳥取県環境審議会大気・水質部会長



湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定に基づく第8期中海に係る湖沼水質保全計画（案）について（報告）

令和6年8月21日付けで当大気・水質部会に審議を付託されたこのことについては、慎重審議の結果、案のとおり策定することが適当であるとの結論を得たので報告します。

諮 問

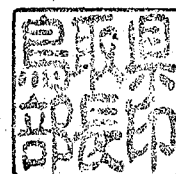
鳥取県環境審議会

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定に基づく第8期の「中海に係る湖沼水質保全計画」について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6年5月17日

鳥取県生活環境部長

若松 紀樹



## 諮 問 理 由

中海については、湖沼水質保全特別措置法第3条の規定に基づく指定湖沼の指定を受け、鳥取・島根両県において平成元年度以降7期にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を推進してきたところです。

その結果、長期的には水質改善傾向にあり、利活用等も活発化してきていますが、依然として化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りんとともに環境基準の達成には至っておらず、引き続き中海の水質改善を図るため、今年度中に次期計画を策定し、水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

については、第8期の「中海に係る湖沼水質保全計画」について御審議をお願いするものです。

鳥環審第7号  
令和6年8月21日

鳥取県環境審議会大気・水質部会長 様

鳥取県環境審議会長



鳥取県環境審議会大気・水質部会への付議について（通知）

この度、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定に基づく第8期の中海に係る湖沼水質保全計画について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条の規定に基づき、別添のとおり鳥取県生活環境部長から諮問がありました。

ついては、貴部会に付議することとしましたので、貴部会で審議してください。

## これまでの審議の概要

## 1 鳥取県環境審議会 全体会（令和6年度第1回）

- (1) 開催日 令和6年5月22日（水）  
 (2) 開催場所 県庁第2庁舎4階 第33会議室  
 (3) 内容 ・湖沼水質保全計画の策定について、鳥取県環境審議会に諮問  
 →同審議会から大気・水質部会に付議  
 ・事務局から、湖沼水質保全計画の概要、中海の状況について説明

## 2 鳥取県環境審議会 大気・水質部会（令和6年度第1回）

- (1) 開催日 令和6年9月13日（金）  
 (2) 開催場所 県庁議会棟3階 第13会議室  
 (3) 概要 第8期計画（素案）等について審議  
 (4) 主な御意見等

No.	御意見・御質問の概要	対応方針〔〕内は対応箇所
1	中海の個性、場所柄があつて、これ以上水質を改善するのは難しいという限界があると思う。それを踏まえて、いつまでも改善する努力を続けるよりは、十分改善できているというラインを目標にして、そこを超えていなければ達成という評価の方がよいのではないかと思う。8期計画というわけではないが、今後、こういったことも検討していかれたらよいのではないかと考える。	ご意見を踏まえ、今後、調査・研究を実施していく中で、評価方法についても検討していきたいと考えています。
2	中海は他の湖沼に比べて水質の調査地点が12地点と多い。多くの地点で測定するのは調査研究的には重要であるが、評価方法を検討した方がよいのではないかと。奥まったところでは達成できていないが、中海を代表するところでは達成できているという表現に変えていってもよいのでは。	第7期計画期間中、環境基準点12地点のうちの多くの地点で水質目標値を達成している現状を踏まえ、水質評価の記載を修正しました。 〔計画(案):p1「はじめに」の7段落目、p5「2. 水質の動向」の2段落目を修正記載〕 また、ご意見を踏まえ、今後、調査・研究を実施していく中で、評価方法についても検討していきたいと考えています。
3	境水道から中海に流入する海水がもっている負荷量を考えると、人為的な負荷はそれほど大きくないという評価もありうるのではないかと。	これまでの調査研究で、流域や外海からの汚濁負荷量が、各環境基準点の表層水質に及ぼす影響について計算したところ、境水道に近い地点では流域からの汚濁負荷量よりも外海からの影響が大きく、一方、米子湾中央部では流域からの影響が大きい結果でした。今後の調査研究の中で、人為的なものとそれ以外の影響について詳細分析しながら、評価方法を検討していきたいと考えています。

## 〔審議会の前後に個別にいただいた御意見〕

No.	御意見・御質問の概要	対応方針〔〕内は対応箇所
4	農地対策の関係で、肥効調節型肥料がマイクロプラスチックの元にならないかという懸念がある。肥料成分が溶出したあとの殻が中海に流出するといけけないので、生分解性のものを使用するか、流出防止を普及するというようなことを計画に記載して欲しい。	プラスチック被膜を用いない肥料の実用化を目指すとともに、環境にやさしい農業の普及啓発を通じて、プラスチック殻の削減を図っていきます。 〔計画(案):p18の(5)の①に追加記載〕
5	気候変動への適応策検討は難しいことだと思う半面、もう少し積極的にやっていく姿勢を見せてもよいのではとも思う。調査研究をやって、年度ごとにその成果を公表するとか、県民に見える形で進めていかれるのが望ましいと考える。	気候変動の調査研究を進めるにあたり、地域の皆様に結果を共有することは重要だと考えており、取りまとめ段階ごとに結果を公表しながら進めていきます。
6	環境学習について、「とっとり環境教育・学習アドバイザー」というのが書いてあるが、内容が見	環境保全意識の醸成に向けて、引き続き、工夫しながら効果的な普及啓発を行っていきます。



No.	御意見・御質問の概要	対応方針〔〕内は対応箇所
	えてこない。自然や環境に関心を持っている若い人はたくさんいるのに、地域の環境保全活動に参加する人はなかなか増えない。個人レベルで活動をしている人もいるようなので、掘り起こしを考えていかないといけない。	また、米子水鳥公園の利活用を通じて、環境保全意識の高揚や人材の掘り起こし、育成に取り組んでいきます。 〔計画(案):p23の(8)に記載〕
7	中海の大部分が良くなっているというのは、もっとアピールしたほうがよい。県民に広く見てもらう計画なら、結局いいのかわいのか悪いのかというのをしっかり記載しておくのがよいと思う。たとえば、12地点中何地点目標達成なら、何%達成などとするのがよいのでは。	No.1、2の御意見と同様に、計画(案)に反映しました。 今後、水質の目標達成状況を評価する場合には、より分かりやすく提示できるように検討していきます。 〔計画(案):p1「はじめに」の7段落目、p5「2. 水質の動向」の2段落目を修正記載〕
8	流域からの負荷も、斐伊川の上流側から大橋川を通じて中海に流入する負荷が最も大きいはずであり、米子市の下水道の残ったところを整備するよりは、上流の出雲市や松江市の方で流入する負荷を減らす努力をしていくほうがよほど重要ではないか。	流入負荷削減の取組みについては、宍道湖、中海の流域全体で取組みを進めており、生活排水対策では流域の各市が公共下水道の整備や接続の周知徹底の取組みを行っております。 中海の水質は、地形的に閉鎖性が強く汚濁負荷が滞留しやすい米子湾中央部を除き、ほぼすべての地点で、水質目標を達成しています。 また、米子湾中央部の水質は、大橋川からの流入水の影響は一定程度あるものの、近傍の流入河川等から流入負荷の影響が最も大きいことがわかっています。 引き続き、流域各市による公共下水道の整備や接続の周知徹底など、流域全体で流入負荷削減の取組を進めます。
9	浅場造成したところで生き物がなかなか増えないのは、魚が隠れる場所がほとんどないからだと思う。テトラポットとか人工漁礁のようなものがあればいろんな生き物が定着すると思う。	浅場造成区域では、コンクリートブロック等を用いた浅場造成手法の検討や実証実験を通じて、水質浄化機能や生物多様性の維持・増加に取り組んでいくこととしています。 〔計画(案):p21の6の(1)の③、④に記載〕

### 3 鳥取県環境審議会 大気・水質部会（令和6年度第3回）

- (1) 開催日 令和6年11月19日（火）
- (2) 開催場所 県庁本庁舎地下 第6会議室
- (3) 概要 第8期計画（案）等について審議
- (4) 主な御意見等

No.	御意見・御質問の概要	対応方針
1	今後、中海の水質を評価するにあたり、表層だけではなく、底層の影響も踏まえた評価が必要ではないかと考える。	米子湾の底質の調査などを継続して行っていますが、今後も調査研究の中で、いろいろなデータを整理しながら評価方法を検討していきたいと考えています。
2	生物に関して、目標とすべき生物多様性の基準のようなものはあるか。	具体的な目標値はまだなく、今回8期計画に盛り込んでいる新たな指標の検討において調査しながら、次期計画に設定したいと考えているところです。
3	水質的にきれいになりすぎると生物がいなくなってしまうという問題もあるので、そのバランスの見極めも必要。単純にきれいにすればよいわけではないので、どこに指標を持ってくるかというのは、相当難しい話。計画段階からかなりいろいろな話をしなければいけないと思う。	具体的にどれぐらいにしていくかというのは、今後8期計画や9期計画で調査研究し情報を整理していく中で検討していく必要があると考えています。
4	生物に関して何がよいのかというのはすごく難しい。どこを目標にしていくのかというのは、ある程度足並みが揃っていかないとなかなか難しいところもある。 今期というわけではなく、今後の話になるかと思うが、もう少し具体的な目標などが出てくると、住民の方などにも納得していただけるかと思う。	

# 中海に係る湖沼水質保全計画(第8期)(案)の概要

中海では、これまで、生活排水処理施設の整備などの水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。こうした取り組みにより、中海へ流入する汚濁負荷量は着実に減少しており、水質は改善傾向となっています。

引き続き、国、周辺市、県民及び事業者などの皆さまのご理解とご協力のもと、環境基準の達成と長期ビジョンの実現に向けて、第8期の中海に係る湖沼水質保全計画を策定します。

## 【長期ビジョン】「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」(概ね令和15年度を目途)

- 人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系
- 人々の暮らしにやすらぎを与える美しい水辺空間
- 人々の間で語り、受け継いでいく湖



## 【長期ビジョンを実現するための施策の方針】

- ① 流入汚濁負荷の一層の削減
  - ・地域の実情を踏まえた下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備 等
- ② 自然浄化機能の回復
  - ・浅場、藻場の造成
  - ・海藻、魚介類等の適正な湖外搬出による持続的な水質浄化の仕組みづくり
- ③ モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討
  - ・河川管理者(国)と両県の一層の連携によるモニタリング体制の充実と幅広く効果的な対策の検討
  - ・米子湾における水質浄化技術や気候変動による水質への影響について調査及び研究 等
- ④ 親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定
  - ・「五感による湖沼環境指標」、「透明度」を評価指標とし、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指す
- ⑤ 環境教育等の推進
  - ・次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上
  - ・ラムサール条約湿地のワイズユース(賢明な利用)の推進 等
- ⑥ 関係者との連携
  - ・県、河川管理者(国)、周辺市、地域住民等が連携した取組の推進 等



## 【第8期計画期間内(令和6年度～10年度)に達成すべき水質目標値】

単位:mg/L

水質項目		第7期計画		第8期計画	
		水質目標値	結果 (R1~R5)	予測値※	水質目標値 (R10)
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	4.4	4.4~4.9	4.7 (4.5~4.8)	4.4
全窒素	年平均値	0.46	0.44~0.53	0.47 (0.43~0.52)	0.46
全りん	年平均値	0.046	0.042~0.057	0.049 (0.042~0.058)	0.046

※ 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近5年の気象や流動の条件で令和10年度の流入汚濁負荷量(推計値)を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

## 【長期ビジョンの実現に向けての評価指標】

長期ビジョンの実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで、COD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を以下のとおり設定し、評価を行っていきます。

- ① 親しみやすい水環境を目指して(五感による湖沼環境調査による評価)
  - ・「五感による湖沼環境指標」で、すべての調査地点において「おおむね良好で、親しみやすい環境にあると感じられる水質(80点以上)」を目指します
- ② 見た目にも快適と感じられる水環境を目指して(透明度による評価)
  - ・レクリエーション等で多くの人が集まる機会がある米子湾について、「透明度」がおおむね2m以上となることを目指します

## 【第8期計画における主な取組】

### ①生活排水対策

		(単位:千人)				(単位:千人)	
区 分		下水道等 汚水処理人口	未処理 人口	区 分		下水道等 汚水処理人口	未処理 人口
現状 (R5)	鳥取	69.0(94%)	4.6(6%)	目標 (R10)	鳥取	69.0(98%)	1.4(2%)
	島根	64.2(94%)	4.3(6%)		島根	63.1(96%)	2.4(4%)
	合計	133.2(94%)	8.9(6%)		合計	132.1(97%)	3.8(3%)

### ②湖沼の浄化対策

- ・浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、湖の自然浄化機能の回復や豊かな生態系の再生を図ります。
- ・米子湾において、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討します。

### ③農業地域対策

内 容	期間内実施事業量	
	鳥取県内	島根県内
化学肥料の低減	180ha	耕地面積に占める有機JAS 認証面積の割合1%
農業用排水路の泥上げ	250km	956km

### ④市街地対策

内 容	年間実施延長(km/年)	
	鳥取県内	島根県内
道路路面の清掃	576.0	453.9
道路側溝等の清掃	12.7	5.2

### ⑤自然地域対策

内 容	期間内実施量	
	鳥取県内	島根県内
森林の適正管理(植林、下刈り、除伐、間伐)	1.37ha	600ha
治山、砂防の整備、急傾斜地崩壊防止施設の建設	1か所	21か所

### ⑥流入河川直接浄化対策

内 容	期間内実施(見込)量	
	鳥取県内	島根県内
河川のしゅんせつ、河床の掘削	5,000m <sup>3</sup>	30,000m <sup>3</sup>
堤防の除草等	437,950m <sup>2</sup>	5,100,000m <sup>2</sup>
河川内の藻刈	25,000m <sup>2</sup>	-

### ⑦豊かな汽水域生態系の保全・再生に向けた検討

- ・沿岸域の浅場での、水生生物の生息・生育に影響する底層溶存酸素量、透明度等の水質のモニタリングを行い、新たな評価指標の設定について検討します。
- ・地球温暖化への対応として、藻場の拡大及び持続的な保全を行う藻場造成事業を検討します。

### ⑧調査研究の推進と対策の検討

- ・これまでに実施した流動や底質等の調査結果を引き続き分析・評価し、新たな科学的知見の集積を図るとともに、汚濁負荷削減に向けた調査研究など、より幅広く効果的な水質保全対策の検討を進めます。
- ・気候変動が将来の中海の水質に及ぼす影響を予測するなどの調査研究を行います。

### ⑨ラムサール条約湿地の保全とワイズユース(賢明な利用)の促進

- ・令和7年度に登録20周年を迎えることを契機として、これまで以上に、次世代を担う子どもたちを中心として情報発信や普及啓発を行い、湿地の賢明な利用や環境保全意識が受け継がれるよう取り組みます。

### ⑩環境学習及び普及啓発活動の推進

- ・様々な世代・団体の環境学習の支援や、「みんなで調べる中海流入河川調査」などにより子どもたちが中海に親しみを感じやすくなる機会を提供します。
- ・米子水鳥公園等中海流域の湖辺にある親水施設の利活用を通じて環境保全意識の高揚に努めるとともに、中海の環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

# 中海に係る湖沼水質保全計画 (第8期) (案)

令和7年■月

鳥取県・島根県

## <目次>

はじめに.....	1
中海・流域の諸元.....	2
<b>第1章 中海の水質保全対策の状況</b> .....	4
1. 水質保全対策の実施状況.....	4
2. 水質の動向.....	5
3. 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標の状況.....	6
<b>第2章 中海の水質保全に向けた取組</b> .....	7
1. 長期ビジョン.....	7
2. 計画期間.....	10
3. 水質の保全に関する方針.....	10
(1) 計画期間内に達成すべき水質目標値.....	10
(2) 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標.....	10
4. 水質の保全に資する事業.....	11
(1) 生活排水対策.....	11
(2) 廃棄物処理施設.....	14
(3) 湖沼の浄化対策.....	15
5. 水質の保全のための規制その他の措置.....	16
(1) 工場・事業場排水対策.....	16
(2) 生活排水対策.....	16
(3) 畜産に係る汚濁負荷対策.....	17
(4) 漁業に係る汚濁負荷対策.....	17
(5) 流出水対策.....	18
(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護.....	20
6. その他の水質の保全のために必要な措置.....	21
(1) 豊かな汽水域生態系の保全・再生に向けた検討.....	21
(2) 公共用水域の水質の監視・調査.....	21
(3) 調査研究の推進と対策の検討.....	21
(4) 総合的な流域管理の取組.....	21
(5) 水産資源の利活用による水質保全の推進.....	22
(6) ラムサール条約湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）の促進.....	22
(7) 住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進.....	22
(8) 環境学習及び普及啓発活動の推進.....	23
(9) 水質事故への対応.....	24
(10) 関係地域計画との整合.....	24
(11) 事業者等に対する支援.....	24
<b>(別添)</b>	
米子湾流域における流出水対策推進計画（第4期）.....	25
<b>(巻末資料)</b>	
中海における水質の経年変化.....	28

## はじめに

中海（境水道を含む。）は、鳥取県と島根県にまたがり全国第5位の広さを有する湖で、大山隠岐国立公園と隣接して優れた景観を創り出すとともに、宍道湖と共に連結潟湖として、国内最大の汽水域を形成しています。

この中海は、レクリエーション等の憩いの場や観光資源、魚介類の生息や渡り鳥の飛来などの場として、両県民に様々な恩恵をもたらすかけがえのない財産となっています。

また、2005(平成17)年にはラムサール条約湿地に登録されました。条約の目的である「保全（・再生）」、「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」を推進するためにも、中海の水質保全は、地域住民共通の願いです。2025（令和7）年には、同条約湿地として20周年を迎えることを契機に、より一層関心が高まるよう取り組んでいく必要があります。

2009(平成21)年12月には、両県知事が美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくことで合意しました。また、第5期湖沼水質保全計画（2009(平成21)年度）から長期ビジョン「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」を掲げ、次世代を担う子どもたちへと受け継いでいくことを目標としています。

これまで、鳥取県及び島根県は、水質を改善し保全するため、1972(昭和47)年に水質保全対策の目標を湖沼水質環境基準の類型Aに指定し、広大な集水域における汚濁要因に対し各種取組を行ってきました。

水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で窒素、りん等の規制を行うとともに、1988(昭和63)年度には湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とされ、1989(平成元)年度以降、7期35年にわたる湖沼水質保全計画により、下水道の整備をはじめとする各種水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これらの対策により、中海に流入する窒素、りん等の量（汚濁負荷量）は着実に減少し、水質は長期的には改善傾向にあり、引き続き化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全りんの商品目について、第7期計画で設定した水質目標値を多くの地点で達成しました。

地形的に閉鎖性が強い米子湾エリアでは、これらの水質目標値の達成には至っていませんが、その透明度は、30年～40年前の年平均値1m程度から、近年は2m前後まで改善しています。

今後は、長期ビジョンの実現を目指して、多様な生物が生息する豊かな汽水域生態系の保全・再生の取組みの推進、気候変動への対応に向けた調査研究などの新たな取組みとともに、引き続き生活排水対策や山林及び市街地などからの流入負荷対策（流出水対策）に取り組んでいく必要があります。

また、効果的な水質保全策を立案するため、湖沼の水質メカニズムの解明に向けた調査研究に引き続き取り組んでいくとともに、気候変動が水質に及ぼす影響とその対応についても、検討が必要です。

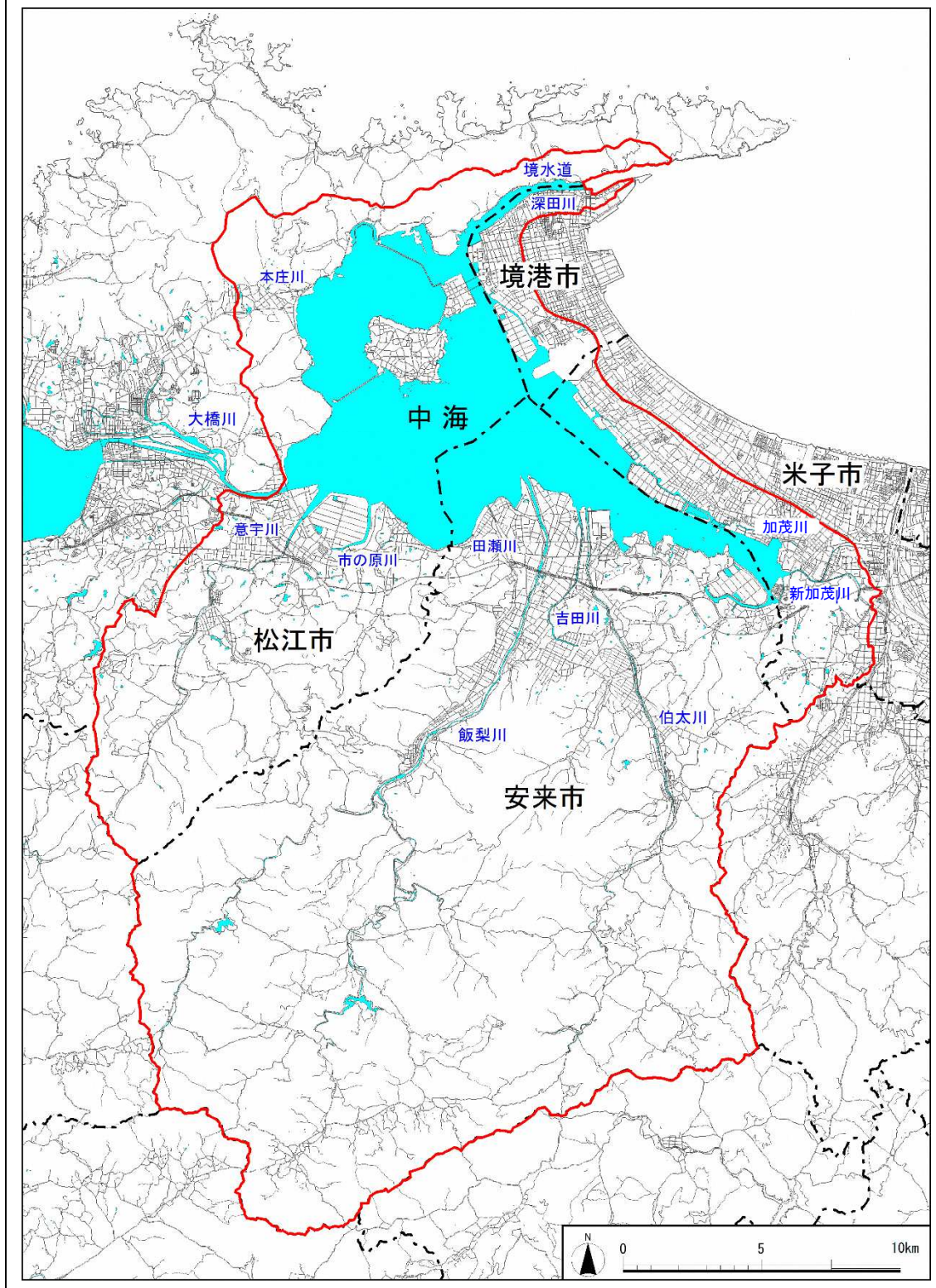
このような状況を踏まえ、環境基準の達成、長期ビジョンの実現に向けて、第8期湖沼水質保全計画では、引き続き、国、周辺市、事業者及び住民等の連携のもと、水質保全対策を総合的に推進します。



# 中海・流域の諸元

## 1. 中海流域図

中海に係る指定地域（中海の流域、4市で構成される）  
※指定地域とは、環境大臣が「指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域」として指定したものです。中海では、下図の赤い枠内の地域が指定されています。



## 2. 諸元

湖面積 <sup>※1</sup>	86.2	km <sup>2</sup>
流域面積 <sup>※2※3</sup>	595	km <sup>2</sup>
周囲長 <sup>※1</sup>	105	km
平均水深 <sup>※1</sup>	5.4	m
最大水深 <sup>※1※4</sup>	8.4	m
貯水量 <sup>※1</sup>	4.7 億	m <sup>3</sup>
滞留時間 <sup>※2</sup>	0.4	年

※1 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所資料より

※2 全国湖沼資料集（第21集）より

※3 大橋川より上流及び湖面積は含まない

※4 人工的窪地は含まない

## 3. 生活環境の保全に関する環境基準<sup>※</sup>（湖沼・一部抜粋）

項目		基準値 (mg/L)	類型
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	3 以下	湖沼A
全窒素	年平均値	0.4 以下	湖沼Ⅲ
全りん	年平均値	0.03 以下	湖沼Ⅲ

※水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環告59号）

### （1）化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	基準値 (75%値) (mg/L)	〈参考〉利用目的の適応性 (水産)
AA	1 以下	水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
A	3 以下	水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
B	5 以下	水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
C	8 以下	-

### （2）全窒素、全りん

項目 類型	基準値 (年平均値)		〈参考〉利用目的の適応性 (水産)
	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	
I	0.1 以下	0.005 以下	Ⅱ以下の欄に掲げるもの
Ⅱ	0.2 以下	0.01 以下	水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
Ⅲ	0.4 以下	0.03 以下	Ⅳ以下の欄に掲げるもの
Ⅳ	0.6 以下	0.05 以下	水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
V	1 以下	0.1 以下	水産3種：コイ、フナ等の水産生物用



# 第1章 中海の水質保全対策の状況

## 1. 水質保全対策の実施状況

湖沼水質保全計画に基づき、これまで様々な事業を実施することにより、着実に中海に流入する汚濁負荷量を削減してきました。(図1)

例えば、中海流域における下水道など生活排水処理施設の普及率は、概ね計画どおりに進捗し、2023(令和5)年度末現在で、鳥取県では94%、島根県では94%でした。(図2)

生活排水処理施設の普及率が向上したことなどにより、今後はこれまでとは違い、新たに大幅な流入負荷の削減は見込めないものの、今後も更なる普及率や接続率の向上を図るとともに、窒素・りんを除去できる高度処理機能をもった施設の拡大や適正な維持管理を一層推進することなど、継続的な努力が必要です。

また、農地系、畜産系から中海に流入する汚濁負荷量も、減肥、堆肥化などの普及により減少傾向にあり、引き続き、取組を広げていく必要があります。

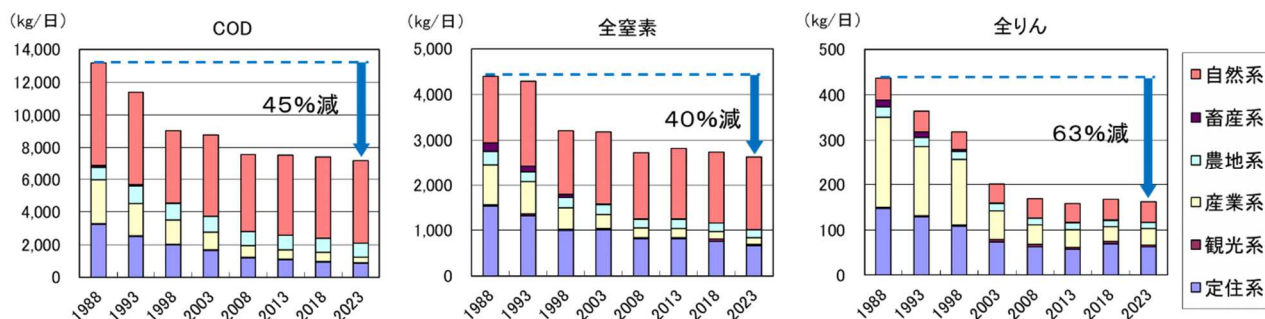


図1 中海に流入する汚濁負荷量の推移 (COD、全窒素、全りん)

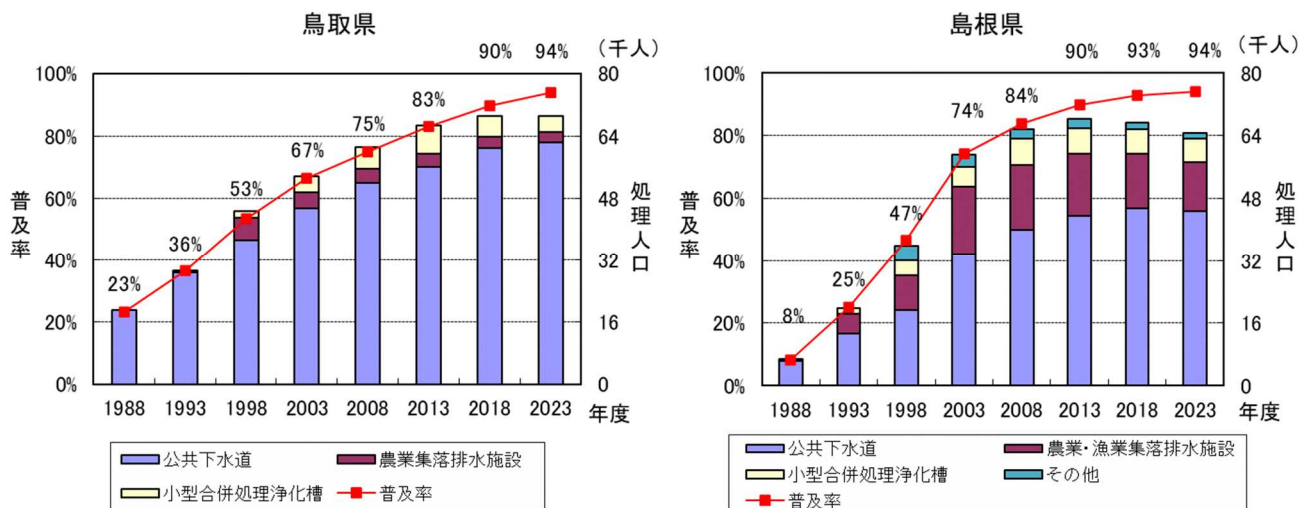


図2 中海流域における生活排水処理施設の普及率の推移

## 2. 水質の動向

湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策の結果、中海に流入する汚濁負荷量は確実に減少しており、各年度の水質の最高値（環境基準点 12 地点のうち、最も水質の悪い地点の値）は、長期的にはCOD、全窒素及び全りんの中のいずれの項目も改善傾向にあります。（図 3）

第 7 期計画期間中は、引き続き湖心を含む多くの地点で、COD、全窒素及び全りんの各項目について、水質目標値を達成しました。水質目標値の達成に至っていない一部の地点については、その要因として、流入負荷量に加え、湖底に蓄積した窒素、りん等の溶出、植物プランクトンの増殖等が考えられます。しかし、汚濁メカニズムは複雑で未解明の部分も多く、引き続き、汚濁原因の調査やモニタリングを実施し、汚濁機構の解明に取り組んでいく必要があります。

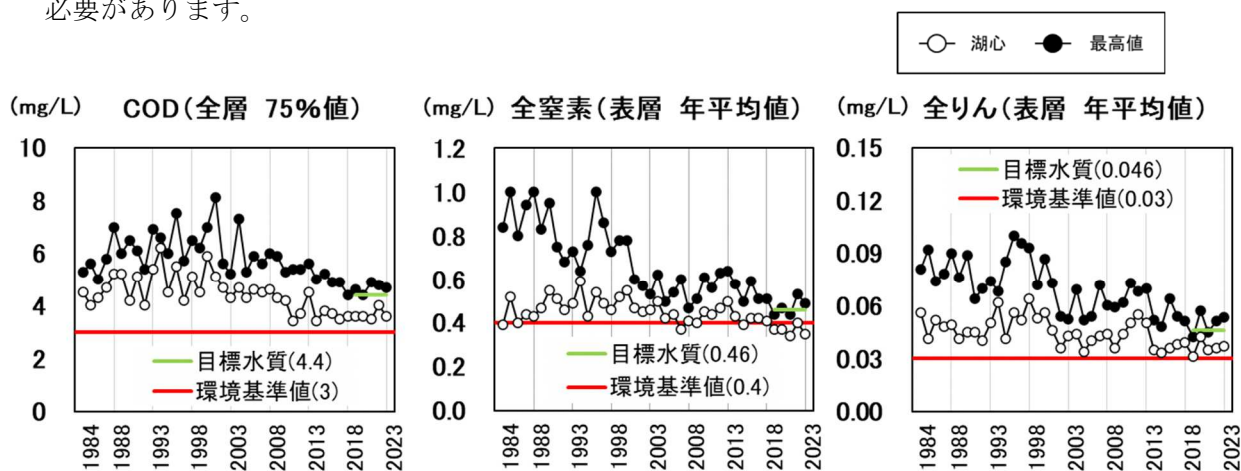


図 3 水質の経年変化（COD、全窒素、全りん）

### 【2023(令和 5)年度の水質の状況】

- ・環境基準点 12 地点における水質測定結果は、第 7 期湖沼水質保全計画で定めた水質目標値に対して、COD、全窒素は 11 地点で、全りんは 10 地点で水質目標値を達成しました。
- ・なお、COD、全窒素については一部の地点で環境基準値を下回ったものの、全りんを含む全ての項目で環境基準の達成には至りませんでした（図 4）。\*1

\*1 国の定める処理基準により、すべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと判断しています。

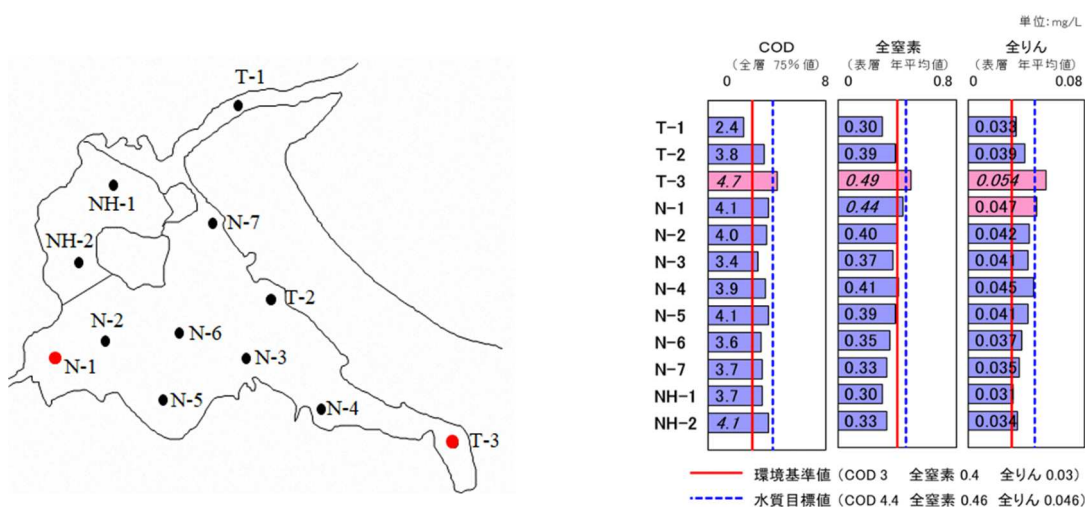


図 4 2023(令和 5)年度地点別水質調査結果

### 3. 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標の状況

長期ビジョン（おおむね 2033(令和 15)年度）を目途とする望ましい湖沼の将来像）の実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこでCOD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を設定しています。

#### (1) 五感による湖沼環境調査結果

湖沼環境を五感（見る・聞く・かぐ・味わってみたい・触れてみたい）で評価できる観察項目（水の澄み具合、ゴミ、景観、音、におい、魚介類、水の感触）を定め、公募した地域住民等のモニターによる湖沼環境調査を中海周辺 12 地点で毎月行いました。（図 5）

目標のAランク（80 点以上）に対し、2022(令和 4)年 10 月～2023(令和 5)年 9 月期の結果は平均 70 点のBランクであり、長期的にはおおむね横ばいです。（図 6）

(参考) 五感による湖沼環境の評価

Aランク：（80 点以上）おおむね良好で親しみやすい環境にあると感じられる

Bランク：（50～79 点）やや気になる面があるが、まずまず良好な環境であると感じられる

Cランク：（49 点以下）快適さに欠け、親しみにくい環境にあると感じられる



図 5 調査地点図

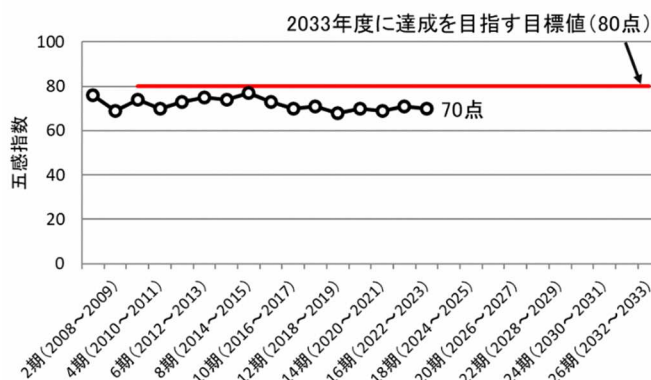


図 6 五感指数の経年変化（中海全体）

#### (2) 米子湾における透明度

レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において、わかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる水環境の指標として透明度を設定しています。（図 7）

目標値（おおむね 2 m）に対し、2023(令和 5)年度の年平均値は 1.8m でした。透明度は長期的に上昇（改善）傾向にあり、30～40 年前の年平均値は 1 m 程度でしたが、2022(令和 4)年度は最高値 2.2m となりました。（図 8）

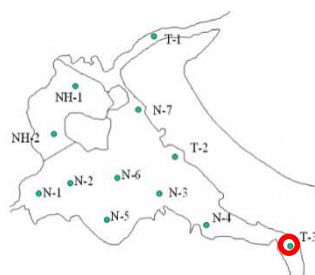


図 7 調査地点図

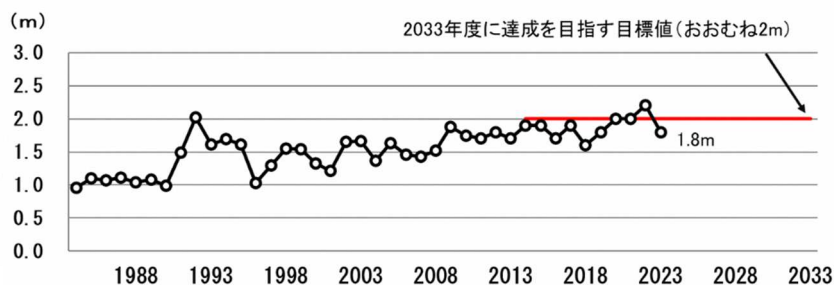


図 8 米子湾の透明度の経年変化

## 第2章 中海の水質保全に向けた取組

### 1. 長期ビジョン

中海における長期ビジョン（望ましい湖沼の将来像）に「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」を掲げ、豊かな生態系をはぐくみ、人々が親しみ・安らげる水環境を実現し、湖を訪れるすべての人が快適であると肌で感じられる環境を目指します。この環境を鳥取・島根両県の関係機関・住民で守り、次世代を担う子どもたちへと受け継いでいくことを目標とし、およそ2033(令和15)年度においてこの将来像を実現することとします。

#### みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海

##### ○人々に恵みや潤いをもたらす豊かな汽水域生態系

- ・ ゴズ（マハゼ）、スズキ、赤貝（サルボウガイ）などの特徴ある魚介類が生息する
- ・ アマモ・コアマモなどの海草が揺れ、魚介類の命をはぐくむ浅場・藻場
- ・ 風にそよぎ、野鳥がさえずるヨシ帯
- ・ コハクチョウやガン・カモ類などの渡り鳥が飛来し羽を休める
- ・ 中海を活かした産業、中海に関わるすべての人々に恵みをもたらす

##### ○人々の暮らしにやすらぎを与える美しい水辺空間

- ・ 四季折々の風景を楽しむ遊覧船
- ・ 訪れる人に感動を与える水面に映える雄大な大山
- ・ 枕木山から眺める中海など、人々の暮らしの中で生まれつくりあげられた景観（中海八景）
- ・ 魚釣りや水遊びなど人々が水辺に集い、水とふれあう

##### ○人々の間で語り、受け継いでいく湖

- ・ いにしえから未来まで、両県の人々が中海と関わり、共存していく
- ・ 親から子へ、子から孫へ、中海の自然・歴史を学び、伝えていく



## 【長期ビジョンを実現するための道筋及び施策の方針】

湖沼水質保全計画に基づく各種対策の着実な実施及び同計画の定期的な見直しにより、段階的に環境基準の達成を目指すこととし、おおむね 2033(令和 15)年度を目途に長期ビジョンの実現を図ります。

その道筋及び施策の方針は、次の①～⑥に掲げるとおりとします。

なお、各種対策は、これまでの調査等により蓄積してきた科学的知見や地域特性を十分に考慮して、河川管理者(国)、周辺市等とも連携を図りつつ、着実に進めます。

### ① 流入汚濁負荷の一層の削減

家庭からの生活排水については、地域の実状を踏まえ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備や適正管理をより一層推進します。また、地域住民に対して、遅滞なく下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換を求めるとともに、生活排水による汚濁負荷の削減意識の普及啓発に努めます。

工場・事業場排水及び畜産業に係る汚濁負荷については、各種法令に基づく規制基準の遵守徹底を図ります。また、規制対象となっていない小規模施設に対しては必要に応じ指導等を行うとともに、下水道の供用区域においては接続するよう求めます。

農地については肥料使用量を減らすとともに、水田における濁水流出防止等の水管理を徹底し、市街地については道路の路面・側溝清掃や住民参加による清掃活動等を実施します。

また、対策を重点的に実施する「流出水対策地区」については、引き続き農地・市街地からの汚濁負荷を削減するよう地区住民等との協働による取組を推進します。

### ② 自然浄化機能の回復

干拓や埋立て等により自然湖岸が少なくなっており、自然浄化機能を回復させる取組が必要です。このため、多様な生物が生息する浅場、藻場の造成、浅場環境(湧水水域を含む)の保全・再生・活用等を行います。

また、海藻、水草、魚介類の適正な湖外搬出により栄養塩の持ち出しを行い、水質浄化を進めるとともに、その有効活用を含めて、持続的な水質浄化の仕組みづくりを推進します。

### ③ モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討

流動や湖底状況を把握し汚濁原因の解明に努めてきましたが、海水の流入による塩分成層の形成など汽水湖特有の複雑な水質形成プロセスを有するため、未解明の部分も多くあります。

今後も継続して、河川管理者(国)と両県の一層の連携により、モニタリング体制の充実に図り、水質の継続的変化の把握、評価を行います。

また、これまでに実施してきた底質(窪地を含む)が水質に及ぼす影響の調査等を引き続き行い、生態系を含めた科学的知見を蓄積し、湖沼環境の改善に向けて、幅広くより効果的な対策を検討します。

水質改善の必要性の高い米子湾では、これまでの調査結果で停滞しやすい流動特性等により水質が改善しにくいと考えられることから、引き続き陸域から流入する汚濁負荷削減の強化や沿岸域への覆砂による湖岸域の環境改善を図りつつ、水質浄化技術の調査及び研究を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。

さらに、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度増加等が、中海の水質に及ぼす影響を把握するため、水質のモニタリングや調査研究を行います。

### ④ 親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標の設定

地域が一体となって水質保全活動を継続していくためには親しみやすい水環境であると感じられることが重要な要素です。そこで、これまで両県が、地域住民等をモニターとして湖



沼水環境の感じ方を把握するため実施してきた「五感による湖沼環境指標」や「透明度」を評価指標とし、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指します。

#### ⑤ 環境教育等の推進

湖沼の水質改善のためには長期間にわたる取組が必要不可欠です。このため、流域の子どもたちによる身近な河川の調査「みんなで調べる中海流入河川調査」等を通じた環境教育を実施し、次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上を図り、継続的な保全活動につなげます。

また、ラムサール条約湿地として、「保全（・再生）」、「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」の推進に向け、一層の情報発信や普及啓発を行います。

#### ⑥ 関係者との連携

国、両県、周辺市、教育機関、NPO、地域住民等が連携して、長期ビジョンの実現に向けた取組を推進します。特に、県は、河川管理者（国）との連携を一層強化します。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、長期ビジョンの実現に向け、段階的に施策に取り組むとともに、定期的に水質浄化に関する施策の進捗状況及び効果の検証を行う必要があることから、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。

## 3. 水質の保全に関する方針

### (1) 計画期間内に達成すべき水質目標値

環境基準の達成を目途としつつ、計画期間内に各種対策を実施し、達成すべき2028(令和10)年度の水質目標値は、次のとおりとします。

区 分		第7期計画		第8期計画	
		水質目標値	結果 (2019～2023年度)	予測値※ <sup>1</sup>	水質目標値※ <sup>2</sup> (2028年度)
COD (mg/L)	75%値※ <sup>3</sup>	4.4	4.4～4.9	4.7 (4.5～4.8)	4.4
	(参考) 年平均値※ <sup>4</sup>	3.5	3.4～3.6	3.5 (3.4～3.6)	3.4
全窒素 (mg/L)	年平均値※ <sup>3</sup>	0.46	0.44～0.53	0.47 (0.43～0.52)	0.46
全りん (mg/L)	年平均値※ <sup>3</sup>	0.046	0.042～0.057	0.049 (0.042～0.058)	0.046

※<sup>1</sup> 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近5年の気象や流動の条件で2028(令和10)年度の流入汚濁負荷量(推計値)を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

※<sup>2</sup> 第8期計画の水質目標値は、水質予測シミュレーションの予測値を参考に、第7期計画の水質目標値を向上若しくは維持させる値を設定。

※<sup>3</sup> CODの75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(12地点)のうち、最も水質の悪い地点の数値。

※<sup>4</sup> CODの年平均値は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した数値。

### (2) 望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標

長期ビジョン(おおむね2033(令和15)年度を目途とする望ましい湖沼の将来像)の実現に向けては、地域が一体となって水質保全活動を継続していくことが重要です。そこで、COD等の従来からの水質指標に加え、県民の皆さんに、身近で、わかりやすい評価指標を次のとおりとします。

#### ① 親しみやすい水環境を目指して(五感による湖沼環境調査による評価)

親しみやすい水環境指標として、これまで両県が地域住民等をモニターとして湖沼水環境の感じ方を把握してきた「五感による湖沼環境指標」を評価指標とし、中海すべての調査地点において最高ランクの「おおむね良好で親しみやすい環境にあると感じられる(80点以上)」を目指し、評価を行っていきます。

#### ② 見た目にも快適と感じられる水環境を目指して(透明度による評価)

中海は、地域により様々な姿を見せ、多様な恵みを我々にもたらしてくれます。その中でも、レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性の高い米子湾について、わかりやすく、手軽で、見た目にも快適と感じられる水環境の指標として「透明度」を評価指標とし、米子湾における透明度がおおむね2m以上となることを目指し、評価を行っていきます。

## 4. 水質の保全に資する事業

### (1) 生活排水対策

中海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策が引き続き重要であるため、地域の実情に応じ、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、整備済み施設の機能維持及び汚水の高度処理に努めます。

(中海流域の生活排水対策の概要：単位（千人）)

	区分	流域内行政人口	処理人口合計	(処理人口／内訳)				未処理人口
				下水道処理人口	農業・漁業集落排水施設処理人口	合併処理浄化槽処理人口	その他排水処理処理人口	
現状 (2023年度)	鳥取	73.6	69.0(94%)	62.3(85%)	2.8(4%)	3.9(5%)	0(0%)	4.6(6%)
	島根	68.5	64.2(94%)	44.6(65%)	12.5(18%)	6.1(9%)	1.0(2%)	4.3(6%)
	合計	142.1	133.2(94%)	106.9(75%)	15.3(11%)	10.0(7%)	1.0(1%)	8.9(6%)
目標 (2028年度)	鳥取	70.4	69.0(98%)	64.3(91%)	2.7(4%)	2.0(3%)	0(0%)	1.4(2%)
	島根	65.5	63.1(96%)	43.8(66%)	11.8(18%)	6.5(10%)	1.0(2%)	2.4(4%)
	合計	135.9	132.1(97%)	108.1(80%)	14.5(10%)	8.5(6%)	1.0(1%)	3.8(3%)

注1) 鳥取県：第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（平成31年3月）、島根県：島根県土木部下水道推進課資料による整備計画

注2) その他排水処理には、コミュニティプラントや全額個人負担による合併処理浄化槽設置等が含まれる

### ① 下水道の整備等

指定地域内における下水道の整備状況は、2023(令和5)年度末において、指定地域内処理人口 106.9千人、普及率75%です。

このうち、86.5千人(81%)については、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素及びりんを除去する高度処理がなされています。

下水道の整備がおおむね完了した松江市においては、引き続き適切な維持管理に努めます。

また、指定地域内3市の公共下水道について、その整備を促進します。併せて、米子市公共下水道では、高度処理能力のさらなる向上のために継続して取り組み、境港市公共下水道では、中海に面した地域への重点的な管渠延長により、中海へ流入する汚濁負荷を一層削減します。

下水道整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現状 (2023年度)	73.6千人	62.3千人 (43.7千人) <43.7千人>	85%
目標 (2028年度)	70.4千人	64.3千人 (42.4千人) <42.4千人>	91%
事業主体	米子市（米子市公共下水道 内浜処理区(高度処理)、外浜処理区） 境港市（境港市公共下水道 境港処理区）		

注1) ( )書きは、系内放流分（内数）

注2) < >書きは、窒素、りんについての高度処理（いずれも中海へ放流）

注3) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

注4) 弓浜地区の一部については、2027(令和9)年度以降、公共下水道から合併処理浄化槽を主体とした排水処理に切り替えていくこととしている



下水道整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	44.6 千人 (44.6 千人) <42.8 千人>	65 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	43.8 千人 (43.8 千人) <42.1 千人>	66 %
事 業 主 体	安来市（安来市流域関連公共下水道 東部処理区（高度処理））		

注1) ( )書きは、系内放流分（内数）

注2) < >書きは、窒素、りんについての高度処理（いずれも中海へ放流）

注3) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

② 農業・漁業集落排水施設の維持管理等

指定地域内における農業・漁業集落排水施設の整備状況は、2023(令和5)年度末において処理人口で15.3千人です。島根県では、このうち、12.3千人について、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素及びりんの削減を目的とした高度処理がなされています。

農業・漁業集落排水施設の整備はすべて完了したことから、引き続き適切な維持管理に努め、中海への汚濁負荷量を削減します。

農業集落排水施設整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	73.6 千人	2.8 千人 (2.8 千人)	4 %
目 標 (2028 年度)	70.4 千人	2.7 千人 (2.7 千人)	4 %

注1) ( )書きは、系内放流分（内数）

注2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

農業・漁業集落排水施設整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	12.5 千人 (12.5 千人) <12.3 千人>	18 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	11.8 千人 (11.8 千人) <11.5 千人>	18 %

注1) ( )書きは、系内放流分（内数）

注2) < >書きは、窒素、りんについての高度処理

注3) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

### ③ 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽の整備状況は、2023(令和5)年度末において処理人口で10千人です。このうち、6.3千人について、通常の処理方法以上の水質を得るため、窒素の削減を目的とした高度処理がなされています。

今後も、補助制度の活用により、合併処理浄化槽の整備を促進し、当分の間公共下水道が整備されない区域や整備区域外においては、既存の単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進することで、中海への汚濁負荷量の削減を図ります。また、生活雑排水を処理しない既存の単独処理浄化槽については、撤廃に努めます。

なお、し尿処理施設は処理能力252.4 kL/日で、そのすべてにおいて高度処理が行われており、今後とも維持管理の徹底を図ります。

#### 合併処理浄化槽の整備計画（鳥取）

	指定地域内行政人口	設置基数	指定地域内 処理人口	指定地域内 普及率
現 状 (2023 年度)	73.6 千人	1,888 基 <798 基>	3.9 千人 <2.3 千人>	5 %
目 標 (2028 年度)	70.4 千人	1,680 基 <884 基>	2.0 千人 <1.1 千人>	3 %
事 業 主 体	米子市・境港市			

注1) < >書きは、窒素についての高度処理（内数）

注2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

注3) 公共下水道の整備が進み、合併処理浄化槽の普及率が相対的に低下することを見込んでいる

#### 合併処理浄化槽の整備計画（島根）

	指定地域内行政人口	設置基数	指定地域内 処理人口	指定地域内 普及率
現 状 (2023 年度)	68.5 千人	2,033 基 <1,277 基>	6.1 千人 <4.0 千人>	9 %
目 標 (2028 年度)	65.5 千人	2,227 基 <1,471 基>	6.5 千人 <4.3 千人>	10 %
事 業 主 体	松江市・安来市			

注1) < >書きは、窒素についての高度処理（内数）

注2) 指定地域内普及率(%) = 指定地域内処理人口 ÷ 指定地域内行政人口 × 100

### 〈参考〉

#### し尿処理施設の整備計画（鳥取）

	し尿処理施設
現 状 (2023 年度)	1 施設 (145 kL/日)
目 標 (2028 年度)	1 施設 (145 kL/日)

注1) 対象施設である米子浄化場は、2032(令和14)年度から内浜処理場に機能集約することとしている

#### し尿処理施設の整備計画（島根）

	し尿処理施設	コミュニティプラント
現 状 (2023 年度)	2 施設 (107.4kL/日)	1 施設 (34m <sup>3</sup> /日)
目 標 (2028 年度)	2 施設 (107.4kL/日)	1 施設 (34m <sup>3</sup> /日)

## (2) 廃棄物処理施設

ごみ等の不法投棄及び不適正処理による水質汚濁の防止を図る必要があります、廃棄物処理施設により、適正な処理を行います。

### 廃棄物処理施設の整備計画（鳥取）

	一般廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設等	最終処分場
現 状 (2023 年度)	1 施設 (270 t/日)	2 施設 (66 t/日)	1 施設 (490 千 m <sup>3</sup> )
目 標 (2028 年度)	1 施設 (270 t/日)	2 施設 (66 t/日)	1 施設 (490 千 m <sup>3</sup> )

### 廃棄物処理施設の整備計画（島根）

	一般廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設等	最終処分場
現 状 (2023 年度)	—	4 施設 (101.9t/日)	2 施設 ( 43 千 m <sup>3</sup> )
目 標 (2028 年度)	—	4 施設 (101.9t/日)	2 施設 ( 43 千 m <sup>3</sup> )

### (3) 湖沼の浄化対策

#### ① 湖内対策の検討、推進

河川管理者（国）は、浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、生物が生息、生育可能な環境を再生及び整備し、湖の自然浄化機能の回復や多様な生物が生息する豊かな生態系の再生を図ります。（図9）

県は、住民団体等が実施する湖内の海藻回収等の事業に対して支援を行い、水質浄化を推進します。

とりわけ、水質改善の必要性の高い米子湾において、これまでの調査結果で停滞しやすい流動特性等により水質が改善しないと考えられることから、引き続き陸域から流入する汚濁負荷削減の強化を図りつつ、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。

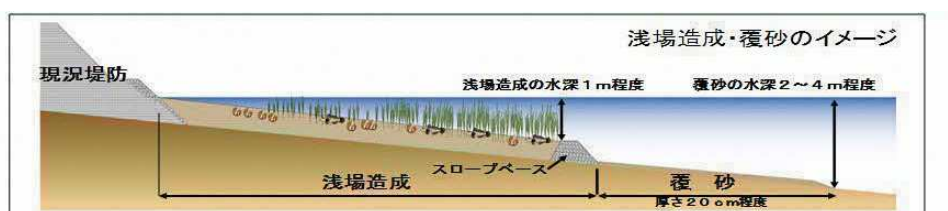


図9 浅場造成・覆砂のイメージ図

（出典：国土交通省出雲河川事務所資料）

#### ② 浮遊ごみ等の監視及び回収

国は、中海へのごみ等の不法投棄等について、陸上及び湖面巡視により監視を行います。

国と関係団体は、中海の浮遊ごみや漂着ごみについて、清掃船等を用いて、回収を行います。

国、県、市及び関係団体は、湖岸清掃を行い、湖内への汚濁負荷の流出抑制に努めます。

##### 浮遊ごみ等の清掃

対 策	実施団体	推進事業量（年間実施回数）
境水道の水面清掃	関係団体	80回/年

##### 湖岸の清掃

対 策	実施団体	推進事業量 （年間実施面積、延長、または回数）
米子港の清掃	鳥取県	路面清掃 2,500 m <sup>2</sup> /年
		側溝清掃 600 m/年
境水道の背地の陸上清掃	関係団体	80回/年

## 5. 水質の保全のための規制その他の措置

### (1) 工場・事業場排水対策

#### ① 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、日平均排水量25 m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法に基づく「みなし指定地域特定施設」に対し、COD、窒素含有量及びりん含有量等に係る上乘せ排水基準を適用しています。

これらの排水基準については、対象事業場への立入検査の監視を強化し、その遵守徹底を図ります。

#### ② 汚濁負荷量規制

湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、引き続き汚濁負荷量の規制基準の遵守の徹底を図ります。

#### ③ 指導等

排水規制の対象となっていない工場・事業場に対しては、鳥取県の「小規模特定事業場等排水対策指導要領」及び「島根県小規模事業場等排水処理対策指導要領」により、必要に応じて汚水処理施設の改善、適正管理の指導等を行います。

また、下水道の供用区域においては、下水道への接続促進を図ります。

#### ④ 環境管理・監査の推進

事業活動に伴う環境負荷を低減するため、ISO14001等の認証取得や鳥取県版環境管理システム（TEAS）の認定取得、事業者が行う環境管理、監査の自主的な取組の促進を図ります。また、環境報告書の作成・公表や、3R〔リデュース、リユース、リサイクル（鳥取県はリフューズを含む4R）〕の促進を図ります。

### (2) 生活排水対策

#### ① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進

下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を引き続き進めるとともに、各家庭等に対して、「鳥取県生活排水対策推進要綱」及び「島根県生活系排水対策推進要綱」により、必要に応じて水切り袋の使用による調理くずの流出防止、石けんまたは合成洗剤の適正使用などの周知徹底、廃食用油対策事業の推進を行い、生活排水による汚濁量の削減意識の高揚を図ります。

特に、中海流域のうち「新加茂川・加茂川流域及び大沢川流域」（米子市）については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定しており、引き続き、イベント等での広報及び啓発によって浄化意識の高揚を図るとともに、家庭における対策の実践を促進し、生活排水対策を推進します。

#### ② 下水道等への接続の促進

下水道の供用区域における下水道接続率は、2023(令和5)年度末で89%（鳥取：89%、島根：89%）であるが、地域住民に対して、遅滞なく生活排水を下水道に流入させてもらうよう接続の周知徹底を図るため、県と市が協力し、処理区域内の住民に対してPR等を行います。

また、農業・漁業集落排水施設の供用区域における接続率は、2023(令和5)年度末で90%（鳥取：90%、島根：90%）であり、同様に、処理区域内の未接続の住民に対して、接続の周知徹底を図ります。

#### ③ 合併処理浄化槽の適正な設置、維持管理の確保

浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の徹底等による適正な維持管理の確保を図ります。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換について、地域住民への働き掛けを進めるとともに、必要に応じて財政支援を行います。

### **(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策**

#### **① 畜舎管理の適正化**

日平均排水量が25 m<sup>3</sup>以上の畜舎について、引き続き、排水規制を実施するほか、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する基準の遵守の徹底を図ります。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じ施設の改善、適正管理の指導を行います。

#### **② 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進**

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、一定規模以上の畜産業を営む者を対象に、家畜排せつ物の管理及びその処理・保管施設の適正な管理について、指導するとともに、必要に応じて施設の整備を推進します。

また、対象外となる畜産業を営む者についても、必要に応じて施設の改善、適正管理の指導を行います。

### **(4) 漁業に係る汚濁負荷対策**

当該水域（漁場）で養殖を行う場合、必要に応じて施設の改善や飼料投与の適正管理の指導等を行います。

## (5) 流出水対策

### ① 農業地域対策

「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」、「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」に係る県導入指針等に基づき、側条施肥田植等の局所施肥や肥効調節型肥料、有機質肥料の施用による化学肥料の低減、土壌診断等に基づく減肥、化学農薬の低減、代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理の徹底を図るなど環境負荷低減を推進します。肥効調節型肥料については、プラスチック被膜を用いない肥料の実用化を目指すとともに、浅水代かき等の環境にやさしい農業の普及啓発を通じて、中海へ流入するプラスチック殻の削減を図ります。

また、環境負荷の低減に取り組む農業者の認定を推進するため、技術支援を行います。

さらに、鳥取県では有機農業・特別栽培農産物の取組を推進するなど、環境にやさしい農業の取組について地域住民の協力を得ながら効果検証を進め、さらなる普及・拡大を図っていきます。また、島根県では有機 J A S 認証の取得を推進します。

#### 農業地域からの流出水対策（鳥取）

対 策		実施主体	5年間推進事業量 (年間実施面積、または期間内実施延長)
化学肥料の低減	肥効調節型肥料の導入	農家、関係団体、市、県	180 ha
農業用排水路対策	排水路の泥上げ	農家、関係団体	250 km

#### 農業地域からの流出水対策（島根）

対 策		実施主体	5年間推進事業量 (期間内実施割合、または実施延長)
化学肥料の低減	有機 JAS 認証取得の推進	農家、関係団体、市、県	耕地面積に占める有機 J A S 認証面積の割合 1 %
農業用排水路対策	排水路の泥上げ	農家、関係団体	956 km

#### 農業地域における流出負荷削減対策の取組み例



浅水代かき



止水板の設置



農業用水路の泥上げ

(出典：鳥取県中部総合事務所農林局資料、農林水産省ホームページ)

## ② 市街地対策

降雨等により、市街地から流出する汚濁負荷軽減のため、道路路面、道路側溝、下水道の雨水幹線等の清掃及び住宅、事業場の敷地、公園等の清掃を実施します。

公共用施設では、透水性舗装の導入に努め、雨水貯留・浸透施設の導入といった、効果的な対策を検討し、汚濁負荷の流出抑制に努めます。

### 市街地からの流出水対策（鳥取）

対 策	実 施 主 体	推進事業量（年間実施延長）
道路路面の清掃	国	10 km/年
	県	566 km/年
道路側溝等の清掃	国	1.0 km/年
	県	9.1 km/年
	市	2.6 km/年

### 市街地からの流出水対策（島根）

対 策	実 施 主 体	推進事業量（年間実施延長）
道路路面の清掃	国	53.9 km/年
	県	400 km/年
道路側溝等の清掃	国	2.2 km/年
	県	3 km/年

## ③ 自然地域対策

森林の適正管理や、山腹崩壊、土砂流出を防止するための治山、砂防事業の推進を図り、森林等自然地域からの降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷量の低減に努めます。

### 自然地域からの流出水対策（鳥取）

対 策		実 施 主 体	5年間推進事業量 （期間内実施量）
森林の適正管理	下刈り/植林	県、森林所有者	1.37 ha
急傾斜地崩壊防止施設の建設	擁壁工、法枠工	県	1 か所

### 自然地域からの流出水対策（島根）

対 策		実 施 主 体	5年間推進事業量 （期間内実施量）
森林の適正管理	植林・下刈り・ 除伐・間伐	森林所有者他	600 ha
治山、砂防施設の整備	えん堤工等	県（砂防事業）	1 か所
	山腹工等	県（治山事業）	20 か所



#### ④ 流入河川直接浄化対策

中海に流入する河川について、底泥のしゅんせつや河床の掘削等を必要に応じて実施します。

また、河川区域の清掃、生育している水草の刈り取りにより、浮遊ごみや枯れた水草の中海への流入抑制を図ります。

加えて、河川改修においては、生態系に配慮した多自然川づくりを進めることにより、河川の持つ自然浄化機能が損なわれないよう配慮します。

##### 流入河川直接浄化対策（鳥取）

対 策	実施主体	5年間推進事業量 (期間内実施量)
河川のしゅんせつ	県	5,000 m <sup>3</sup>
堤防の除草等	県	200,000 m <sup>2</sup>
	市	237,950 m <sup>2</sup>
河川内の藻刈	県	25,000 m <sup>2</sup>

##### 流入河川直接浄化対策（島根）

対 策	実施主体	5年間事業見込量※ (期間内実施量)
河床の掘削	県	30,000 m <sup>3</sup>
堤防の除草等	県	2,600,000 m <sup>2</sup>
	県・市	2,500,000 m <sup>2</sup>

※ 5年間事業見込量は、第7期計画実績量を基にした参考値。

#### ⑤ 流出水対策地区における重点的な対策の推進

米子湾流域を特に流出水の水質改善に資する対策を推進する必要がある地区として、湖沼水質保全特別措置法第25条の規定に基づき、第5期計画から流出水対策地区に指定しています。

流出水対策推進計画に基づき、引き続き、農業地域対策、市街地対策、河川等浄化対策などの各種対策を、重点的に実施します。

#### ⑥ 非特定汚染源対策の検討・推進

以上の対策を実施しつつ、非特定汚染源から流出する負荷の対策に向けた取組を検討、推進します。

#### (6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

- ① この計画中の各種汚濁源対策とあいまって中海の水質保全に資するよう、環境基本法、環境影響評価法、自然環境保全法、自然公園法、自然再生推進法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、森林経営管理法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法、土地改良法等の関係諸制度の的確な運用を通じ、指定地域内の森林等の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めます。
- ② 農業用水路の整備、道路の整備等公共事業の実施にあたっては、生物の生息環境の確保や周辺の緑化等、環境との調和に努めます。
- ③ 鳥取県景観形成条例、ふるさと島根の景観づくり条例、流域市における景観条例等に基づき、建築物や開発行為などについて、敷地の緑化等優れた景観の創造に努めます。

## 6. その他の水質の保全のために必要な措置

### (1) 豊かな汽水域生態系の保全・再生に向けた検討

- ① 浅場造成の実施にあたっては、海草藻類の生育を通じた魚類・底生動物等の生息場や鳥類の採餌環境の創出を図る整備方法を検討します。
- ② 沿岸域の浅場における生物の保全・再生に向けた取組の一環として、水生生物の生息・生育に影響する底層溶存酸素量、透明度等の水質のモニタリングを行うとともに、水生生物の生息・生育状況の把握や水域特性を整理し、新たな評価指標の設定について検討します。
- ③ 沿岸域における水質浄化機能や生物多様性の維持・増加を図り、また、地球温暖化への対応として、藻場の拡大及び持続的な保全を行う藻場造成事業を検討します。
- ④ 浅場造成区域（大崎地区）のモニタリングを行うとともに、ゴズ（マハゼ）等の隠れ家や餌場機能をもつ育成場を創出するため、コンクリートブロック等を用いた簡易な藻場造成手法の開発に取り組みます。

### (2) 公共用水域の水質の監視・調査

- ① 中海及び流入河川において定期的に水質測定を行い、引き続き、水質汚濁状況の監視や環境基準の達成状況の把握、水環境改善施策の効果の把握を行います。また、定期観測では把握が難しい湖内水質の日間変動・週間変動・季節変動を、水質自動観測装置により把握して、水質測定体制等の充実を図ります。
- ② 中海におけるアオコ・赤潮などの水質異常の状況について、陸上及び湖面巡視により監視を行います。
- ③ 漁業者及び漁業者の組織等の協力を得て、日々の水質変動の監視・把握に努めます。
- ④ 地域住民がモニターとなり「五感による湖沼環境指標」による中海の湖沼環境の定期調査を実施します。
- ⑤ 湖や流入河川の水生生物調査や簡易水質調査を地域住民等と協働で実施します。

### (3) 調査研究の推進と対策の検討

海水の流入による塩分成層の形成など汽水湖特有の複雑な水質形成プロセスを有することから、汚濁原因に未解明の部分が多く、湖の水質浄化を図るためには、生態系を含めた総合的な調査研究が必要です。

より客観的に中海の水質の状況が把握できるよう、両県、国、周辺市、教育機関等が連携し、最新の科学的知見も踏まえながら、モニタリング体制の検討や水質等のデータの分析・評価に取り組みます。

また、これまでに実施した流動や底質等の調査結果を引き続き分析・評価し、新たな科学的知見の集積を図るとともに、汚濁負荷削減に向けた調査研究など、幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進めます。

さらに、気候変動やマイクロプラスチックなど水環境を取り巻く新たな環境問題についての情報収集に努めます。

- ① 中海の水質、底質、流動及び各種生物のモニタリングを継続的に実施して、データの取得と蓄積を行います。
- ② 中海における富栄養化現象の発生原因の解明へ向けた調査、発生抑制のための対策、特に米子湾の水質浄化に向けた実証実験について、関係機関と調整を図りつつ、検討を行います。
- ③ 気候変動が中海の水質に及ぼす影響を把握するため、引き続き水質のモニタリングを実施するとともに、将来の中海の水質に及ぼす影響を予測するなどの調査研究を行います。

### (4) 総合的な流域管理の取組

- ① 住民、事業者、研究者、行政が相互に連携し、流域の総合的な環境保全、管理に向けた合意の形成が図られるよう、宍道湖・中海流域の水質汚濁に関する情報を市及び河川流域ごとに収集・整備し、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ② 宍道湖・中海の水環境情報について、ホームページなどで速やかに情報提供します。
- ③ 鳥取、島根両県が連携し、行政機関やNPO等による中海の環境改善、ワイズユース（賢

明な利用)に関する取組を総合的に情報提供する情報誌「中海エコ活動レポート」を発行します。

- ④ 上下流域の市が相互協力し一体となって、上流域で適正な森林整備を進めます。
- ⑤ 市が実施する森林経営管理制度を活用した森林整備事業を支援します。
- ⑥ 鳥取県では、豊かな森づくり協働税を活用し、県民の森づくりへの参加を促す森林体験等の取組を推進し、森林の公益的機能を持続的に発揮させ、水を育む緑豊かな森林環境の保全を図ります。  
また、島根県では、島根県水と緑の森づくり税を活用し、荒廃森林を再生させ、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいくため、県民と県が協働して水と緑の森づくりに取り組めます。  
多様な主体による県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、企業等の「しまね企業参加の森づくり制度」への参画を促し、社会的責任(CSR)活動の一環として取り組んでいる森林保全活動の支援を進めます。
- ⑦ 関係機関やNPO、地域住民等が協力し、自然環境の改善、ワイズユース(賢明な利用)に資する体制づくりに取り組めます。

### (5) 水産資源の利活用による水質保全の推進

水産資源の利用による窒素やリンの湖外への除去が継続的に促進されるよう、アサリ、サルボウガイ等の水産資源の維持増大と利活用を推進します。

### (6) ラムサール条約湿地の保全とワイズユース(賢明な利用)の促進

ラムサール条約湿地に登録された中海とそこに生息・生育する動植物を保全するとともに、ワイズユース(賢明な利用)を図っていくために中海・宍道湖沿岸の一斉清掃や子どもたちを対象とする学習会等を実施します。

また、2025(令和7)年度に登録20周年を迎えることを契機として、これまで以上に、次世代を担う子どもたちを中心として、国内外に向けた情報発信や普及啓発を行い、湿地のワイズユース(賢明な利用)や環境保全意識が受け継がれるよう取り組めます。

### (7) 住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進

#### ① 地域住民による浄化対策

地域住民は、湖辺・流入河川及び側溝の清掃、地域の美化活動、藻場の再生等の水生植物による水質浄化の活動に参加するなど、自らも中海の浄化に積極的に取り組むよう努めます。

地域住民による浄化対策の取組み例



河川の清掃



地域の美化活動

#### ② 住民の理解と協力の確保

この計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、県、市の行政はもとより流域の住民やNPO、事業者等の緊密な連携を図ります。

このため、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、中海の水質及び流動会議、マスコミ等

を通じた広報啓発活動により、事業者、住民等に中海の水質の状況、本計画の趣旨、内容等の周知徹底を図り、計画の実施に関して必要な協力が得られるよう努めます。また、水辺の新しい活用の可能性を創造し、賑わいと活力のある水辺とまちづくりを目指す取組(ミズベリング・プロジェクト、かわまちづくりなど)を通じて、ワイズユース(賢明な利用)を促し、住民の環境保全意識の向上と活動への参加促進に努めます。

### ③ 住民組織等の育成・支援

鳥取県では、県民との協働による湖沼の自然環境の保全及びワイズユース(賢明な利用)を推進するための補助制度である「みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」を効果的に活用し、自然環境の保全、水辺環境の創造、環境問題に関する普及啓発などの本計画の推進に資する活動を実施する地域住民団体等を支援します。また、「鳥取県土木施設愛護ボランティア」を通じて、自発的に湖沼及び河川の維持、環境保全等に関する活動を行う民間団体や住民団体等を支援します。

島根県では、県民、事業者、行政すべての参加により、湖沼保全活動がより効果的に実施されるよう、豊かな環境をはぐくむための行動基金である「しまね環境基金」や「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を活用して、県民や事業者等の自主的な環境保全活動を育成・支援していきます。

国及び両県では、河川法に定める「河川協力団体制度」を活用するなどして、自発的に河川及び湖沼の維持、環境保全等に関する活動を行う民間団体等を支援します。

### ④ アダプトプログラム等による道路、河川、湖岸の環境美化活動

中海流域におけるアダプトプログラム<sup>\*</sup>の実施や、流入河川の清掃を行うボランティア活動等の地域住民による環境美化活動を積極的に支援します。

<sup>\*</sup>アダプトプログラム：河川、道路、公園等の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子をはぐくむように取組み、行政がこれを支援する制度

### ⑤ 生物多様性の保全

中海流域で希少種の保護や外来生物の防除、自然観察会・自然教育セミナーなどを行う団体を支援します。

鳥取県では、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(2025(令和7)年4月施行予定)」に基づく計画認定への申請に必要な調査や計画認定地で行う普及活動等を行う団体を積極的に支援します。

### ⑥ 水辺環境整備

浅場の造成により創出された水辺のふれあい空間の活用や、地域住民との協働により、中海の水辺環境整備に努めます。

## (8) 環境学習及び普及啓発活動の推進

「鳥取県環境教育等行動計画」、「島根県環境学習基本指針」に基づき、それぞれの年代に応じた環境教育、環境学習を推進します。

また、「とっとり環境教育・学習アドバイザー」や「しまね環境アドバイザー」により様々な世代・団体に環境学習の機会を提供するなど、各種団体で行われている環境学習を支援します。小中学生等に対しては、身近な河川の水質調査「みんなで調べる中海流入河川調査」、中海湖上観察学習会等を実施することにより、参加した子どもたちがより中海に親しみを感じやすくなる機会を提供します。併せて、米子水鳥公園等中海流域の湖辺にある親水施設の利活用を通じて環境保全意識の高揚に努めるとともに、中海の環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

**(9) 水質事故への対応**

油類流出等の水質事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会を中心に関係機関が連携を密にし、迅速な情報伝達及び適切な被害防止措置等の対策を講じます。

**(10) 関係地域計画との整合**

本計画の実施にあたっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これらの諸計画との整合性の確保を図るとともに、中海の水質保全に関係する他の諸計画・制度の運用にあたっては、本計画の推進に資するよう十分配慮します。

**(11) 事業者等に対する支援**

この計画を円滑に推進するため、政府系金融機関による融資制度とともに、県の融資制度や補助制度の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進します。

(別添)

## 米子湾流域における流出水対策推進計画（第4期）

### 1 流出水対策の実施の推進に関する方針

米子湾は中海の南東部に位置しており、流域には鳥取県側として米子市、島根県側として安来市が含まれます。湾内は閉鎖性が強く、流域では下水道等の整備が進み、水質は改善傾向にあるものの、農地、市街地などからの負荷が比較的多く、依然として中海の中でさらなる水質改善が求められる地点の一つです。

このため、第5期湖沼水質保全計画策定時に、流出水対策地区に米子湾流域を指定し、鳥取・島根両県で各種対策を重点的に実施することにより、流出水（農地や市街地等から流れ出る水）の汚濁負荷を低減し、米子湾の水質改善に努めてきました。

環境保全型農業の推進、地域住民による中海に流入する河川の草刈りや清掃活動、及び環境モニタリングや普及啓発活動を行ってきましたが、継続的な取組が必要であり、第8期湖沼水質保全計画も引き続き、以下のとおり、流出水対策を推進します。

#### (1) 取組目標

米子湾流域において、湖内へ流入する汚濁負荷量の削減を図ることを目的とし、農業地域対策、市街地対策等を実施するとともに、対策の効果について確認します。

#### (2) 実施体制

地域住民、関係団体、市、県等が互いに連携・協力し流出水対策を推進します。

### 2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために以下の事業を推進します。

<鳥取県>

推進項目	実施主体	具体的活動内容
農業地域対策		
化学肥料・化学農薬の使用を低減した栽培、代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理の徹底を図るなどの環境保全型農業の推進	農家 関係団体 市、県	肥効調節型肥料導入の推進
		代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理
		環境負荷低減事業活動、特別栽培農産物、農業生産工程管理（GAP）環境に配慮した農業の促進
		地域と連携した清掃活動の実施や環境学習の実施
		農地・農業用水路等の資源の保全管理や農村環境の保全向上（排水路の泥上げ）：推進事業量 石井地区 L= 5 km/年、奥谷地区 L= 3 km/年、 新山地区 L= 8 km/年、吉谷地区 L= 5 km/年、 実久地区 L= 2 km/年、兼久地区 L= 5 km/年
市街地対策		
降雨に伴い流出する汚濁負荷対策の推進	国、県、市	・道路路面の清掃：国 10 km/年、県 332 km/年 ・道路側溝等の清掃：国 1.0 km/年、県 3.5 km/年、市 0.06 km/年
	地域住民 市、県	道路・小水路、公園等の公共の場所の清掃活動 ・市内一斉清掃（年2回） ・自治組織による清掃活動

河川等浄化対策		
地中海に流入する河川でのしゅんせつの実施、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制	県	河川のしゅんせつ：5,000 m <sup>3</sup> /5年
	県	米子港内清掃：路面清掃 2,500 m <sup>2</sup> /年、側溝清掃 600m/年
	県、市	河川堤防の除草等：県 200,000 m <sup>2</sup> /5年、市 237,950 m <sup>2</sup> /5年
	県	河川内の藻刈：25,000 m <sup>2</sup> /5年
	NPO 地域住民 市、県	湖岸、流入河川の清掃活動 ・住民団体等による湖岸清掃（中海一斉清掃、中海アダプトプログラム等） ・ボランティア団体による河川の藻刈り、清掃、除草

<島根県>

推進項目	実施主体	具体的活動内容
農業地域対策		
化学肥料低減等、環境負荷低減の推進	農家 関係団体 市、県	肥効調節型肥料・有機質肥料の活用
		土壌診断に基づく施肥量の低減
		局所施肥等による施肥量の低減
市街地対策		
降雨に伴い流出する汚濁負荷対策の推進	国	道路路面の清掃：8 km/年
	ボランティア団体 地域住民 市、県	道路、側溝、公園等の清掃活動及び取組に対する支援
河川等浄化対策		
地中海に流入する浮遊ごみ、及び枯れた植物の水域への流入抑制	ボランティア団体 地域住民 市、県	小水路、湖岸等の清掃活動及び取組に対する支援

### 3 流出水対策に係る普及啓発に関すること

県及び市は、パンフレットの作成、配布や説明会等により、地域住民等を取組目標、対策について説明するとともに、対策実施の啓発に努めます。

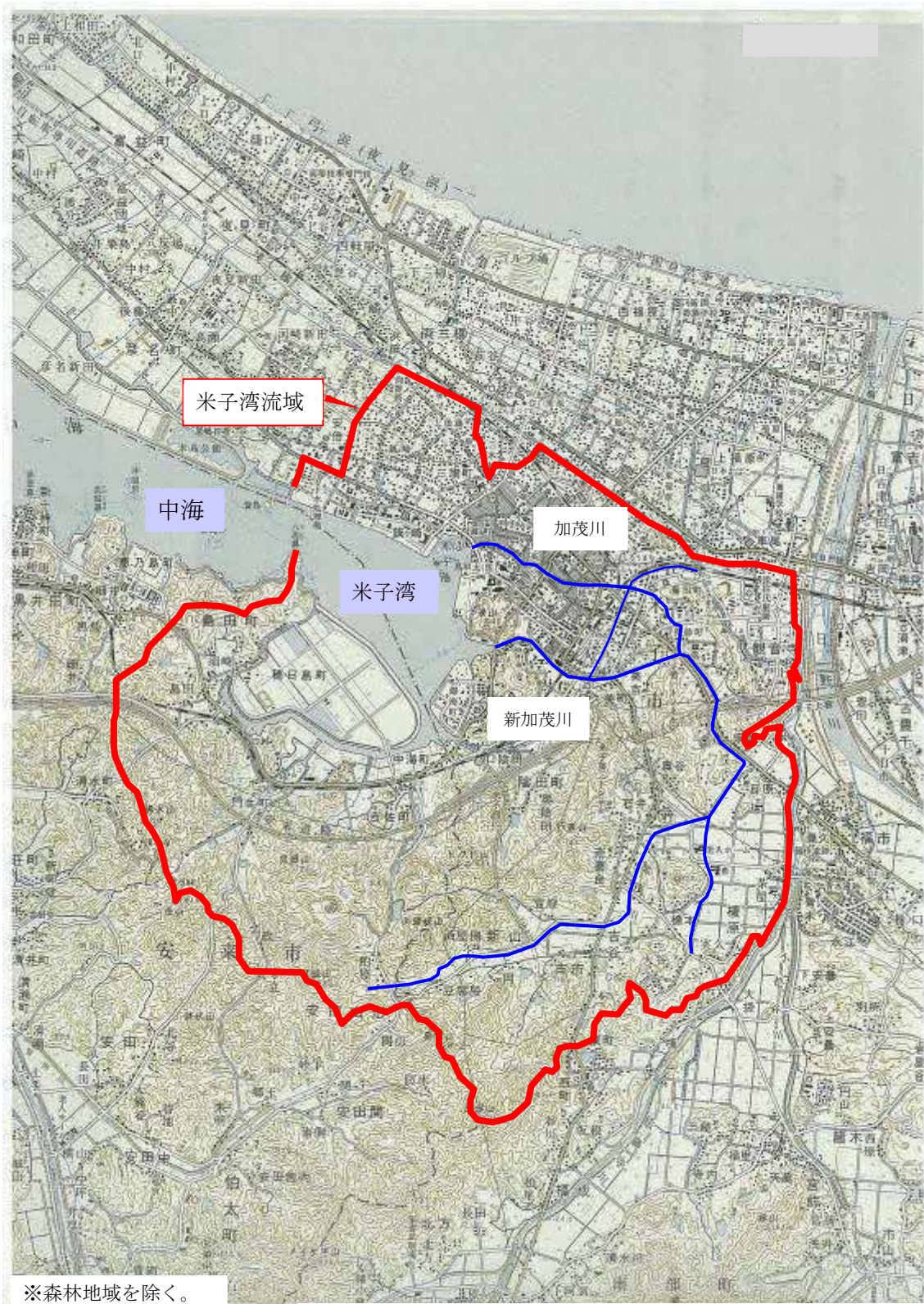
### 4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

県は、地区住民等の協力のもと、この地区をモデル地区として、水質測定等により対策効果の発現状況の把握に努めます。

また、県及び市は、対策の促進と地域住民の負担軽減のため、地域住民の活動に対して支援します。



# 流出水対策地区



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図(米子)を使用したものである。



(巻末資料)

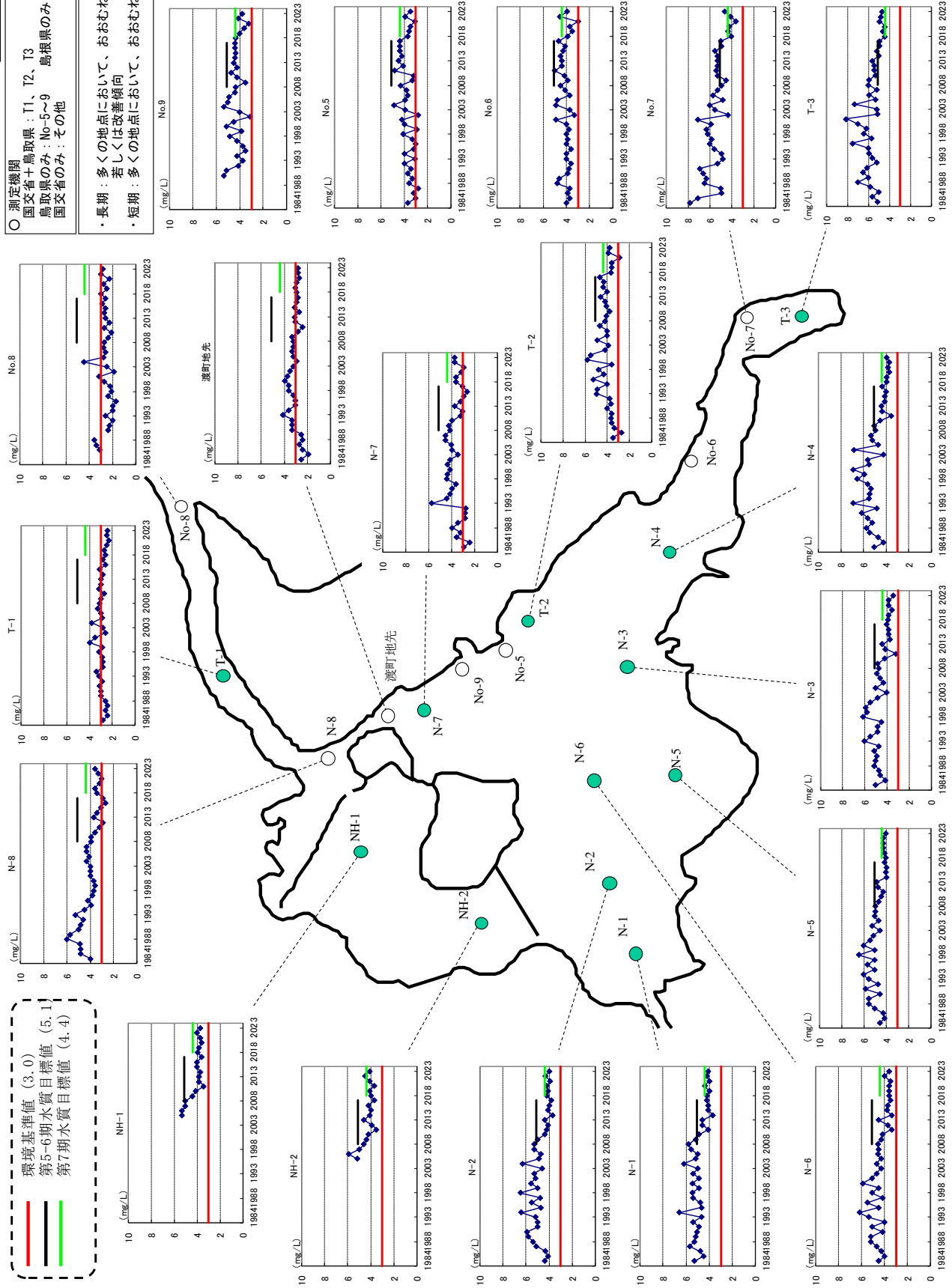
中海における水質の経年変化 (年度集計値)

(1) COD (75%値: mg/L)

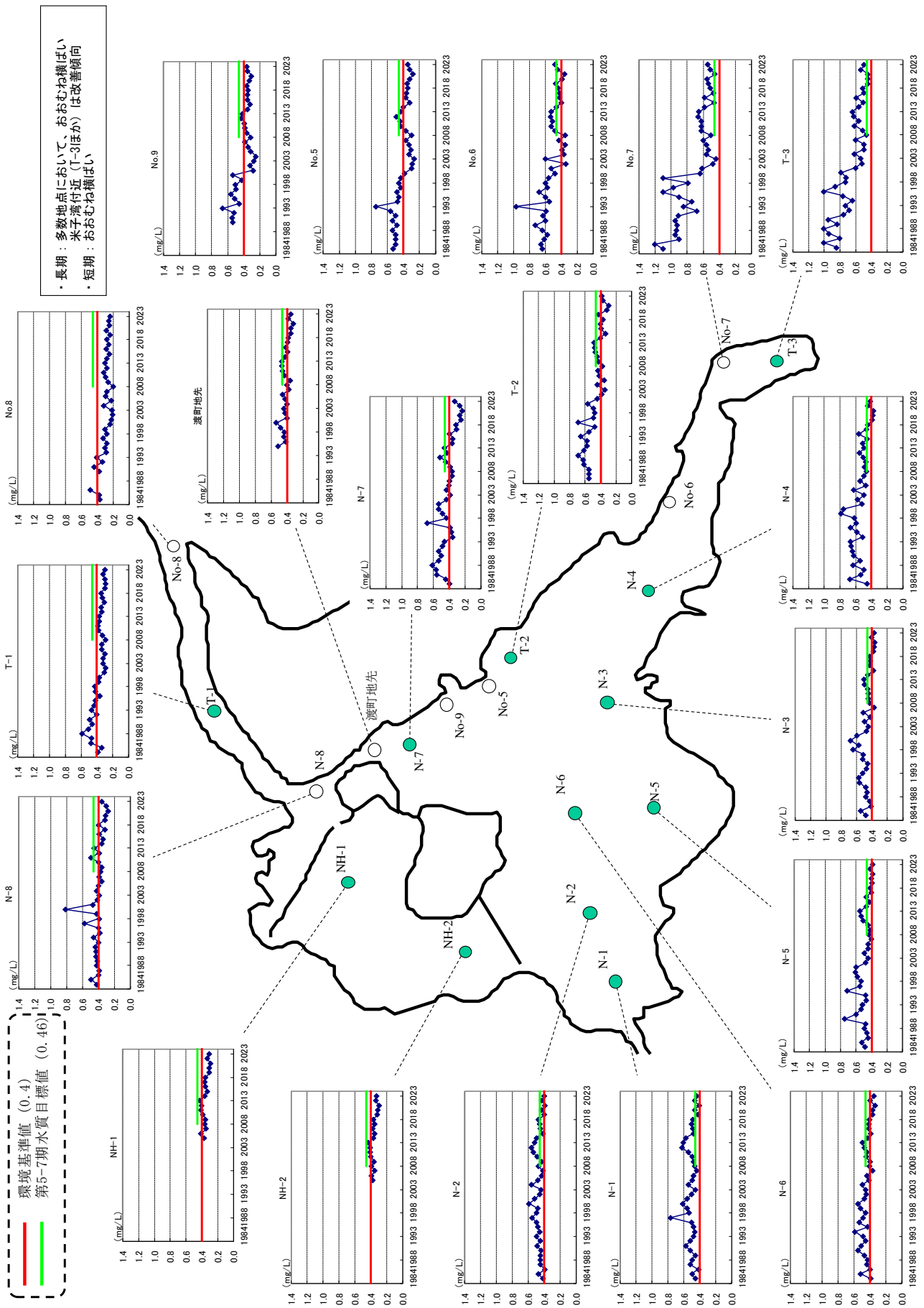


○ 測定機関  
 国交省十鳥取県: T1、T2、T3  
 鳥取県のみ: No-5~9  
 国交省のみ: その他

・長期: 多くの地点において、おおむね横ばい  
 若しくは改善傾向  
 ・短期: 多くの地点において、おおむね横ばい



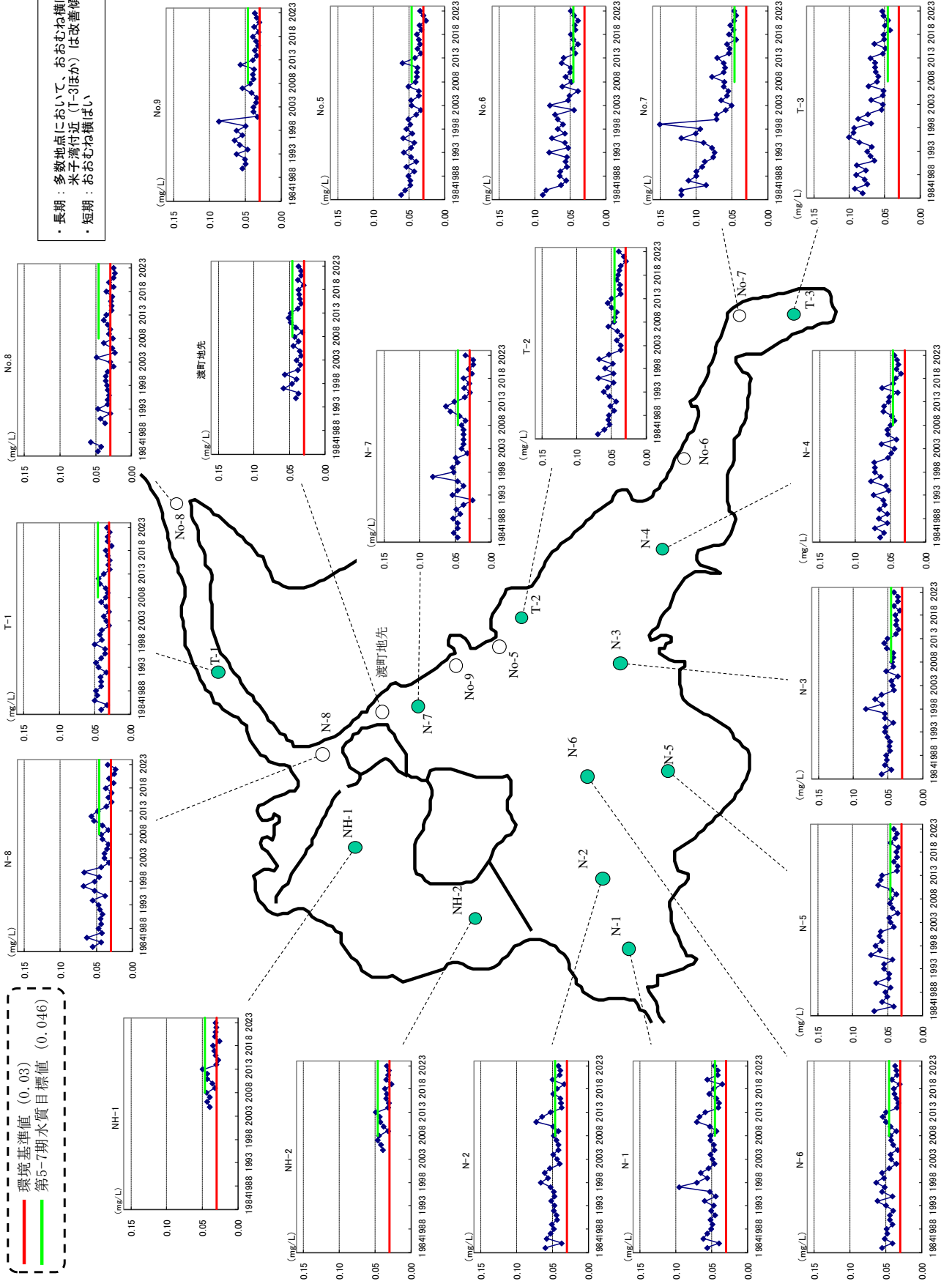
## (2) 全窒素 (年平均値 : mg/L)



### (3) 全りん (年平均値 : mg/L)



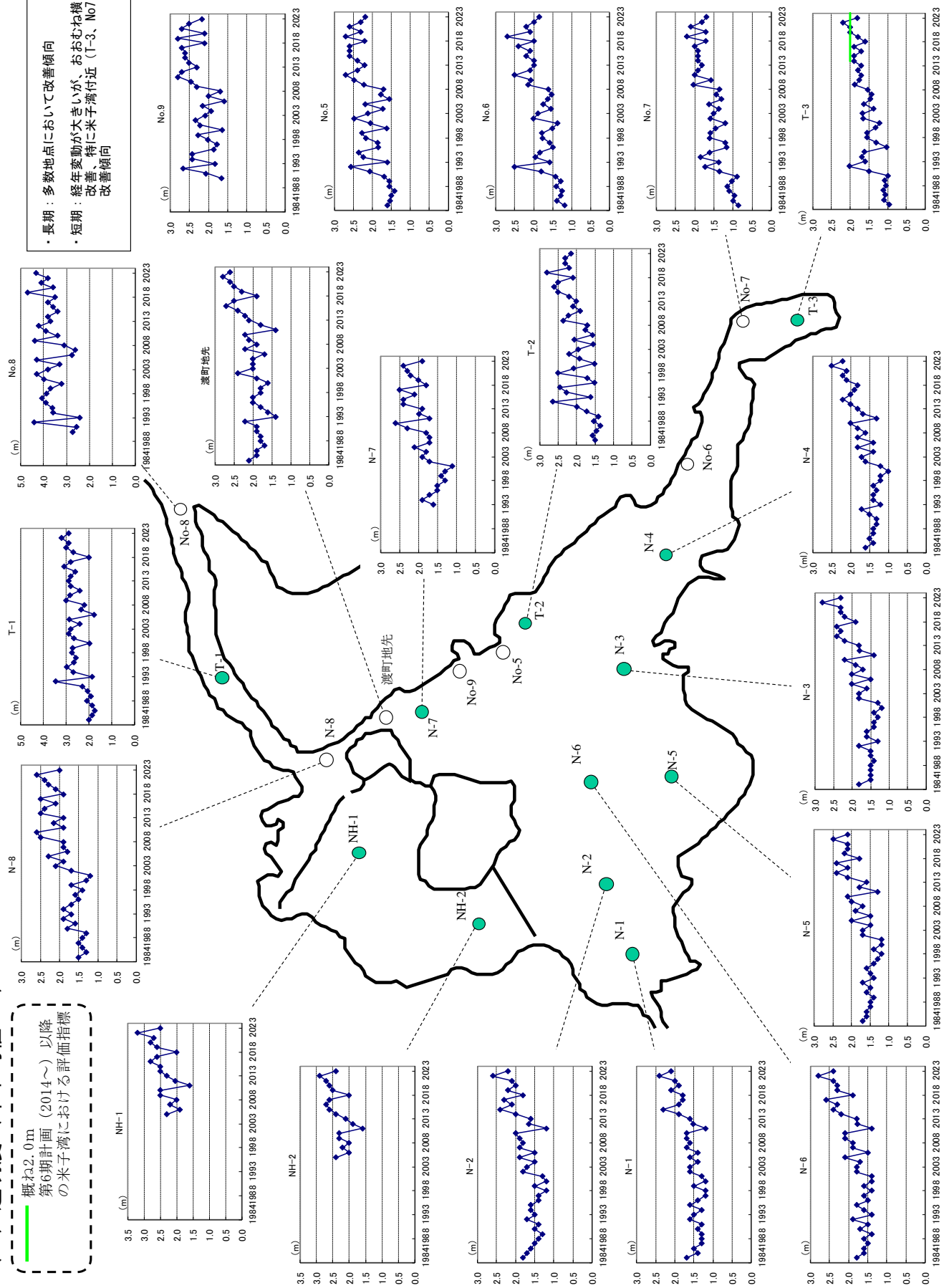
・長期：多数地点において、おおむね横ばい  
米子湾付近 (T-3ほか) は改善傾向  
・短期：おおむね横ばい



#### (4) 透明度 (年平均値 : m)

概ね2.0m  
第6期計画 (2014~) 以降  
の米子湾における評価指標

・長期 : 多数地点において改善傾向  
・短期 : 経年変動が大まいが、おおむね概ぼいか改善 特に米子湾付近 (T-3, No7ほか) で改善傾向



## 中海に係る湖沼水質保全計画（第8期）の水質目標値について

### ○中海の第8期計画(令和6～10年度)の水質目標値

区分		8期	7期	環境基準値
COD(mg/L)	75%値	4.4	4.4	3.0
	年平均値	3.4	3.5	
全窒素(mg/L)	年平均値	0.46	0.46	0.4
全りん(mg/L)	年平均値	0.046	0.046	0.03

#### 【予測計算と目標設定の考え方】

- ・令和10年度の将来汚濁負荷量（将来の生活排水処理人口の動向を反映）を用いて、過去5年間の実測データ（潮位、水温、気象条件、河川流量等）を与えて計算しました。
- ・「第7期計画水質目標値」、「現状値（第7期計画期間内平均値及び令和5年度の実測値）」及び「将来予測値」の平均値を比較し、最も低い値を基本に第8期計画水質目標値とします。
- ・COD（75%）、全窒素、全りんの予測計算では、第7期水質目標値より高い数値となったことから、第7期水質目標値を継続します。CODの年平均値は、第7期水質目標値を達成したので、令和5年度の実測値とします。

### 1 過去5年間の実測値と将来予測値と目標値

区分	7期目標値 (R1→R5)	過去5年間の 実測値 (R1～R5)	現状値		将来予測値 (変動幅)	第8期 目標値	
			第7期計画 期間内平均値	R5実測値			
COD (mg/L)	75%値	4.4	4.4 ~ 4.9	4.7 ×	4.7 ×	4.7 (4.5~4.8)	4.4
	年平均値	3.5	3.4 ~ 3.6	3.5 ○	3.4 ○	3.5 (3.4~3.6)	3.4
全窒素 (mg/L)	年平均値	0.46	0.44 ~ 0.53	0.47 ×	0.49 ×	0.47 (0.43~0.52)	0.46
全りん (mg/L)	年平均値	0.046	0.042 ~ 0.057	0.050 ×	0.054 ×	0.049 (0.042 ~ 0.058)	0.046

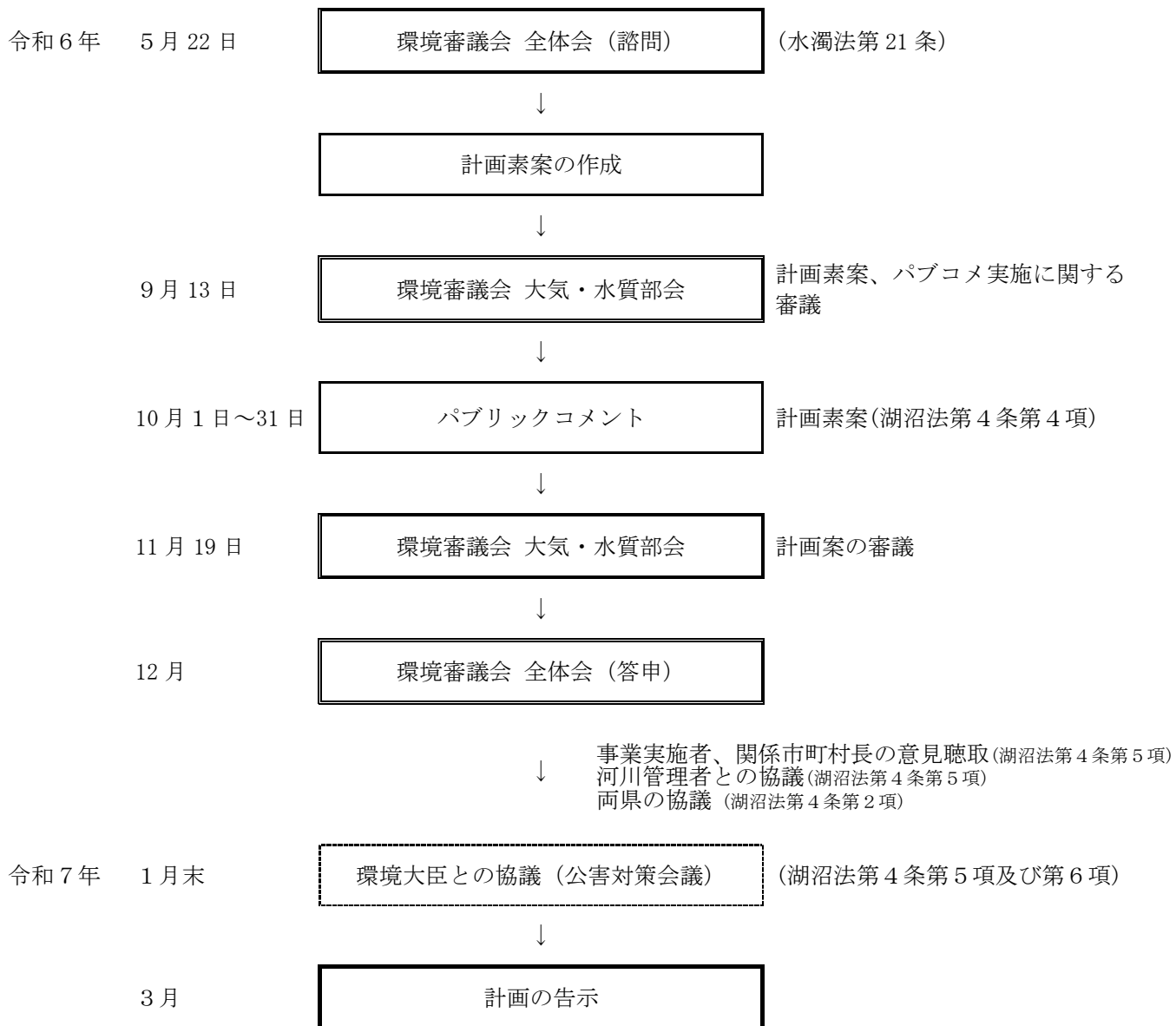
#### ◇過去の水質目標値

区分	第1期 (H1-5)	第2期 (H6-10)	第3期 (H11-15)	第4期 (H16-20)	第5期 (H21-25)	第6期 (H26-30)	第7期 (R1-5)	第8期 (R6-10)
COD (mg/L)	75%値	5.9	↘ 5.5	↘ 5.4	↘ 4.6	↗ 5.1	→ 5.1	↘ 4.4
	年平均値	3.5	↗ 4.0	↘ 3.9	→ 3.9	→ 3.9	→ 3.9	↘ 3.5
全窒素 (mg/L)	年平均値	-	0.65	↘ 0.58	↘ 0.50	↘ 0.46	→ 0.46	→ 0.46
全りん (mg/L)	年平均値	-	0.069	↘ 0.067	↘ 0.048	↘ 0.046	→ 0.046	→ 0.046

#### (参考) 過去の実測値

区分	第1期 (H5末)	第2期 (H10末)	第3期 (H15末)	第4期 (H20末)	第5期 (H25末)	第6期 (H30末)	第7期 (R5末)
COD (mg/L)	75%値	6.9 × (5.4~6.9)	↘ 6.5 × (5.7~7.5)	↘ 5.2 ○ (5.2~8.1)	↗ 6.0 × (5.3~7.3)	↘ 5.6 × (5.3~5.9)	↘ 4.4 ○ (4.4~5.2)
	年平均値	4.5 × (4.1~5.0)	↗ 5.0 × (4.3~5.0)	↘ 4.2 × (4.1~5.0)	↗ 4.4 × (4.1~4.8)	↘ 4.0 × (3.4~4.1)	↘ 3.6 ○ (3.4~3.7)
全窒素 (mg/L)	年平均値	-	0.73 × (0.64~1.0)	↘ 0.53 ○ (0.53~0.78)	↘ 0.47 ○ (0.47~0.62)	↗ 0.64 × (0.51~0.64)	↘ 0.51 × (0.50~0.59)
全りん (mg/L)	年平均値	-	0.093 × (0.068~0.10)	↘ 0.052 ○ (0.052~0.087)	↗ 0.060 × (0.052~0.072)	↗ 0.070 × (0.059~0.073)	↘ 0.051 × (0.048~0.064)
主な変動要因	・米子湾の浚渫 40万立米	・米子湾の浚渫 60万立米	・H14～内浜処理場 高度処理化	・内浜処理場の 合流改善	・H21 森山堤開削 ・H25 広範囲に長期 間の赤潮発生	・米子湾等の覆砂 702,000m <sup>2</sup> H25～継続中	・米子湾等の覆砂 612,000m <sup>2</sup> H25～継続中
中海全体の 生活排水処理率	31%	50%	70%	79%	86%	91%	94%

第 8 期 中海に係る湖沼水質保全計画の策定スケジュール



鳥環審第 号  
令和6年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長

湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定に基づく第8期中海に係る湖沼  
水質保全計画（案）について（答申）

令和6年5月17日付けで諮問のあったこのことについては、慎重審議の結果、案のとおり策定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

鳥取県環境審議会大気・水質部会議決事項報告  
(鳥取県公害防止条例施行規則の改正について)

令和6年12月  
水環境保全課

令和6年度鳥取県環境審議会(第2回:令和6年10月開催)以降における大気・水質部会の議決事項は以下のとおりです。

## 1 鳥取県公害防止条例施行規則の改正

鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)施行規則の改正について、条例第61条の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会大気・水質部会へ付議され審議したもの。

【審議結果】鳥取県公害防止条例施行規則(改正案)のとおりとすることが適当である。

### (1) 規則の改正理由

水質汚濁防止法では、政令で定める特定施設を設置する事業場に対して排水基準が適用されているが、本県では水質汚濁防止法で規制のない施設を設置する事業場に対しても排水基準を適用している。

排水基準を定める省令の一部が改正され、排水基準項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められたことに鑑み、省令改正の内容に合わせるため所要の改正を行う。

<条例で規制する施設(汚水関係特定施設)>

特定給食施設(健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。)の調理施設

### (2) 規則の改正概要

ア 汚水関係特定施設に係る排水基準(有害物質による排出水の汚染状態以外の汚染状態に係るものに限る。)の項目及び許容限度を次のとおり改める。

	改正後	現 行
項 目	大腸菌数	大腸菌群数
許容限度	日間平均1ミリリットルにつき 800コロニー形成単位	日間平均1立方センチメートルにつき 3,000個

イ その他所要の規定の整備を行う。

ウ 施行期日等

施行期日は、公布の日とするイの一部に関する事項を除き、令和7年4月1日とする。  
所要の経過措置を講ずる。

### (3) 改正の背景

- 昭和45年に生活環境項目の環境基準として「大腸菌群数」が設定され、ふん便汚染の指標として用いられてきた。設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術がなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が採用された。
- 大腸菌群数は、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出され、実際に、水環境中において大腸菌群数が多く検出されていても大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。
- 今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、環境基準の大腸菌群数については、令和4年4月に大腸菌数へ見直された。
- 排水基準は環境基準の維持・達成等を目的に設定するものであり、環境基準と同一に管理するために、排水基準の指標を大腸菌群数から大腸菌へ見直すこととなった。

## 2 経過

令和6年10月16日	環境審議会に諮問(大気・水質部会に付議)
10月22日	大気・水質部会の開催・審議
10月28日	大気・水質部会の審議結果報告 環境審議会から答申
12月 下旬	公布(一部事項の施行)
令和7年 4月 1日	施行(一部事項を除く)



諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）第61条の規定に基づき、条例施行規則の改正について貴審議会の意見を求めます。

令和6年10月16日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



## 諮 問 理 由

本県では、昭和46年に鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）を制定し、公害の防止のための規制を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に努めてきました。

今般、水質汚濁防止法で定める排水基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されることから、条例施行規則で定める排水基準について見直す必要があります。

については、条例施行規則の改正について、御審議をお願いするものです。

鳥環審第17号  
令和6年10月28日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長



鳥取県環境審議会における審議結果について (答申)

令和6年10月16日付けで諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、別紙「鳥取県公害防止条例施行規則 (改正案)」のとおりとすることが適当であると結論を得たので答申します。

(別紙)

鳥取県公害防止条例施行規則 (改正案)

鳥取県公害防止条例施行規則 (昭和47年鳥取県規則第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																				
<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第6条 条例第33条第2項第1号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>大腸菌数</u></p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>(1) 特定給食施設 (健康増進法 (平成14年法律第103号) 第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。) の調理施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1 <u>第66号の4</u>に掲げる施設を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第4 (第7条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>施設名</th><th>許容限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>大腸菌数</u> (単位 <u>1ミリリットルにつきコロニー形成単位</u>)</td><td>別表第3第1号に掲げる施設</td><td>日間平均<u>800</u></td></tr></tbody></table>			項目	施設名	許容限度	略	略	略	<u>大腸菌数</u> (単位 <u>1ミリリットルにつきコロニー形成単位</u> )	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>800</u>	<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第6条 条例第33条第2項第1号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>大腸菌群数</u></p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>(1) 特定給食施設 (健康増進法 (平成14年法律第103号) 第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。) の調理施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1 <u>第66号の3</u>に掲げる施設を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表第4 (第7条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>施設名</th><th>許容限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>大腸菌群数</u> (単位 <u>1立方センチメートルにつき個</u>)</td><td>別表第3第1号に掲げる施設</td><td>日間平均<u>3,000</u></td></tr></tbody></table>			項目	施設名	許容限度	略	略	略	<u>大腸菌群数</u> (単位 <u>1立方センチメートルにつき個</u> )	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>3,000</u>
項目	施設名	許容限度																					
略	略	略																					
<u>大腸菌数</u> (単位 <u>1ミリリットルにつきコロニー形成単位</u> )	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>800</u>																					
項目	施設名	許容限度																					
略	略	略																					
<u>大腸菌群数</u> (単位 <u>1立方センチメートルにつき個</u> )	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>3,000</u>																					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和6年度鳥取県環境審議会企画政策部会（第1回）の概要 （令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの中間見直し）

令和6年12月  
環境立県推進課

令和6年10月22日に開催した令和6年度鳥取県環境審議会企画政策部会（第1回）の概要を報告します。

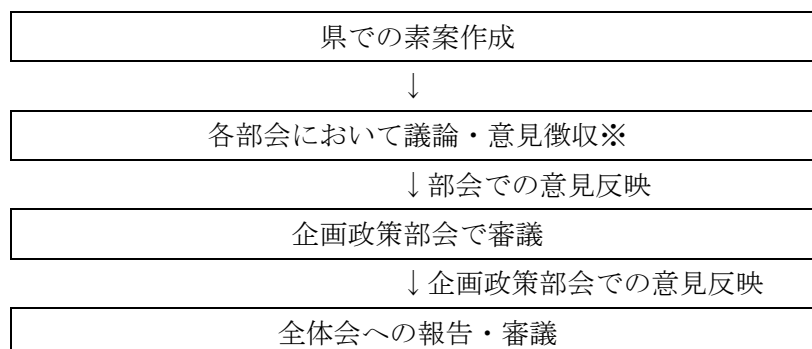
### 1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの中間見直しに係る主な意見

質問・意見	回答
<b>（1）中間見直しの進め方について</b>	
<p>国の第6次環境基本計画は、前回の「環境と経済と社会の統合的向上」という話から「ウェルビーイング」や「生活の質の向上」という話まで踏み込んだ。県のプランは全体的な方向性として、経済や社会まで踏み込んだような内容になるのか。</p> <p>プランの方向性に社会や経済ということが抜けてしまうと地球温暖化対策等だけに留まってしまいう気がするが、部署横断的な取り組みの視点も入りながら見直しを進めるか。</p>	<p>今回国の基本計画に示されているサーキュラーエコノミー等の考え方や理念は、環境分野でも非常に重要な要素であり、考え方を組込むことを検討。</p> <p>企業部門に関しては商工労働部の計画に委ねるなどとし、当プランでは環境側面について、県民の理解促進や企業の取組み推進という観点で盛り込もうと考えている。どこまで踏み込むのかはご意見をいただきながら検討したい。</p>
<b>（2）目標の設定・見直し</b>	
<p>実情と指標とが乖離（一般廃棄物のリサイクル率）など、各項目に関して定められている指標が本当にプランの目標を達成するにあたって適切であるのか検証いただきたい。</p>	<p>各指標について、これまでの実績や実情に則しているかを評価検証していくこととしている。指標の見直しについてもご意見をいただきながらを検討したい。</p>
<b>（3）その他</b>	
<p>「令和4年5月以降の県の取り組み」について、県民に寄り添った身近な取り組みで非常に良い。</p> <p>プランとなると数字や結果にこだわり過ぎていくような気がするが、すぐに結果に結びつかないかもしれないが今後継続されていくのが、非常に大事と考える。</p> <p>県民に伝える言葉は誰もがわかる定性的な表現（機能）でありながら、その背景にはそれぞれの事業、取組みを推進するための目標と数値（性能）を設定したものが隠れていて、この2つのコンビが全体的に物事を進めていくために大切。</p>	<p>プランを作る意味は、数値を達成するだけではなく、県民や企業と県の方向性・環境の施策を共有させていただき、気運を高めることにもあると考えている。</p>

### 2 中間見直しの今後の進め方

○プランの指標や分野は多岐に亘るため、見直し内容は分野毎に各部会にご意見を伺いながら検討する。

< 検討の流れ >



※意見交換の場を設定するなど、各部会での意見徴収方法は検討の上、改めて提示予定

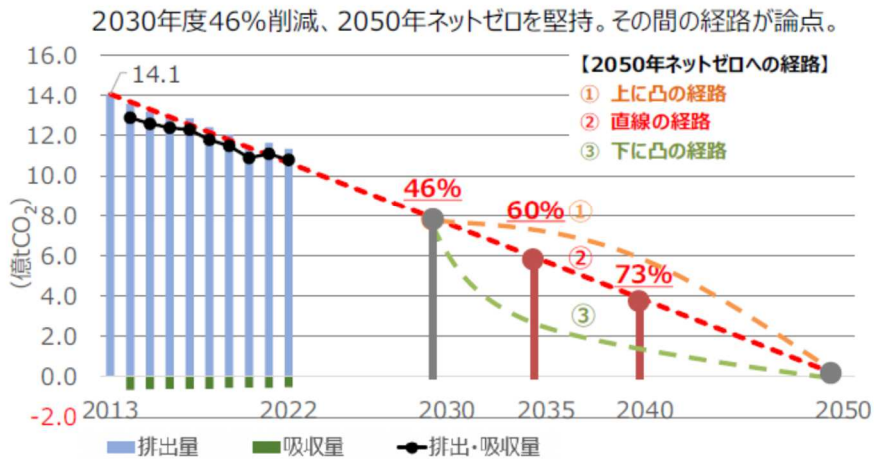
### 3 参考

○中間見直しにおいて反映予定の国計画の動向

(1) 「地球温暖化対策計画」(案)

- ・環境省と経産省が12月中に素案を示し、年度内に策定する方針。
- ・焦点は2035年度以降の温室効果ガス削減目標の設定であり、2035年度に▲60%、2040年度に▲73%とする案が示されている。(ともに2013年度比)
- ・これらの目標数値は2050年温室効果ガス実質排出量ゼロの達成に向け、現行の削減ペースを持続するシナリオに沿っている。

#### 日本の排出削減の現状と次期NDC (Nationally Determined Contribution) 水準



(2) 「第7次エネルギー基本計画」(案)

- ・経産省が12月中に素案を示し、年度内に策定する方針
- ・将来の脱炭素に係る技術革新を正確に見通すのは極めて困難なため、再エネや水素、CO2回収・貯留(CCS)の技術の進展度合いに応じた複数のシナリオに基づいて幅のある2040年度の電源構成が示される見込み。

<現在の2040年度の電源構成案>

再生可能エネルギー 4~5割程度	原子力 2割程度	火力等 3~4割程度
---------------------	-------------	---------------

## 倉吉保健所局のPM2.5測定値の公開再開について

### 1 概要

微小粒子状物質（PM2.5）については、県内4箇所（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市）で自動観測装置により大気中濃度を自動連続測定しその結果をホームページで公表している。

このうち、倉吉保健所局のPM2.5測定値が、他局の測定値に比べ昼前にかけて上昇しその後低下する傾向にあり、その原因として設置場所の影響ではなく測定装置の特異性※として判断してきた（これまで倉吉保健所局の測定装置は他局とは別のメーカーの装置を使用）。

しかしながら今年度に入ってから、当該測定値のズレ幅が大きくなり、異常値と考えられる値も見られたことから、5月27日から倉吉保健所局のPM2.5測定値の情報提供を停止してきた（この停止については、令和6年度鳥取県環境審議会（第1回）で報告）。

この度倉吉保健所局のPM2.5測定装置の更新を行い、11月27日に測定値の公開を再開したので報告する。

#### ※測定装置の特異性等について

◇大気中のPM2.5の測定値（特に1時間値）については、湿度や共存する半揮発性物質の影響を受けやすく測定装置のメーカー・機種毎に特性・傾向があり、環境省もこれを認め、平成30年3月27日付の事務連絡で測定装置の1時間値のメーカー・機種別の傾向等に関するデータを示している。

◇なお、大気中のPM2.5の環境基準の評価は1日（24時間）の平均値以上の期間の値で行う。

### 2 大気測定局の設置状況

地域全体の大気の汚染状況を測定する「一般環境大気測定局」と、道路沿いの自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の状況を測定する「自動車排出ガス測定局」があり、県内には、以下のとおり一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が2局設置されている。



測定局		管理者
一般環境大気測定局	1 鳥取県庁西町分庁舎局（鳥取市）	鳥取県
	2 米子工業高校局（米子市）	
	3 倉吉保健所局（倉吉市）	
	4 境港市誠道町（境港市）	
自動車排出ガス測定局	① 栄町交差点局（鳥取市）	鳥取市
	② 米子市役所局（米子市）	鳥取県



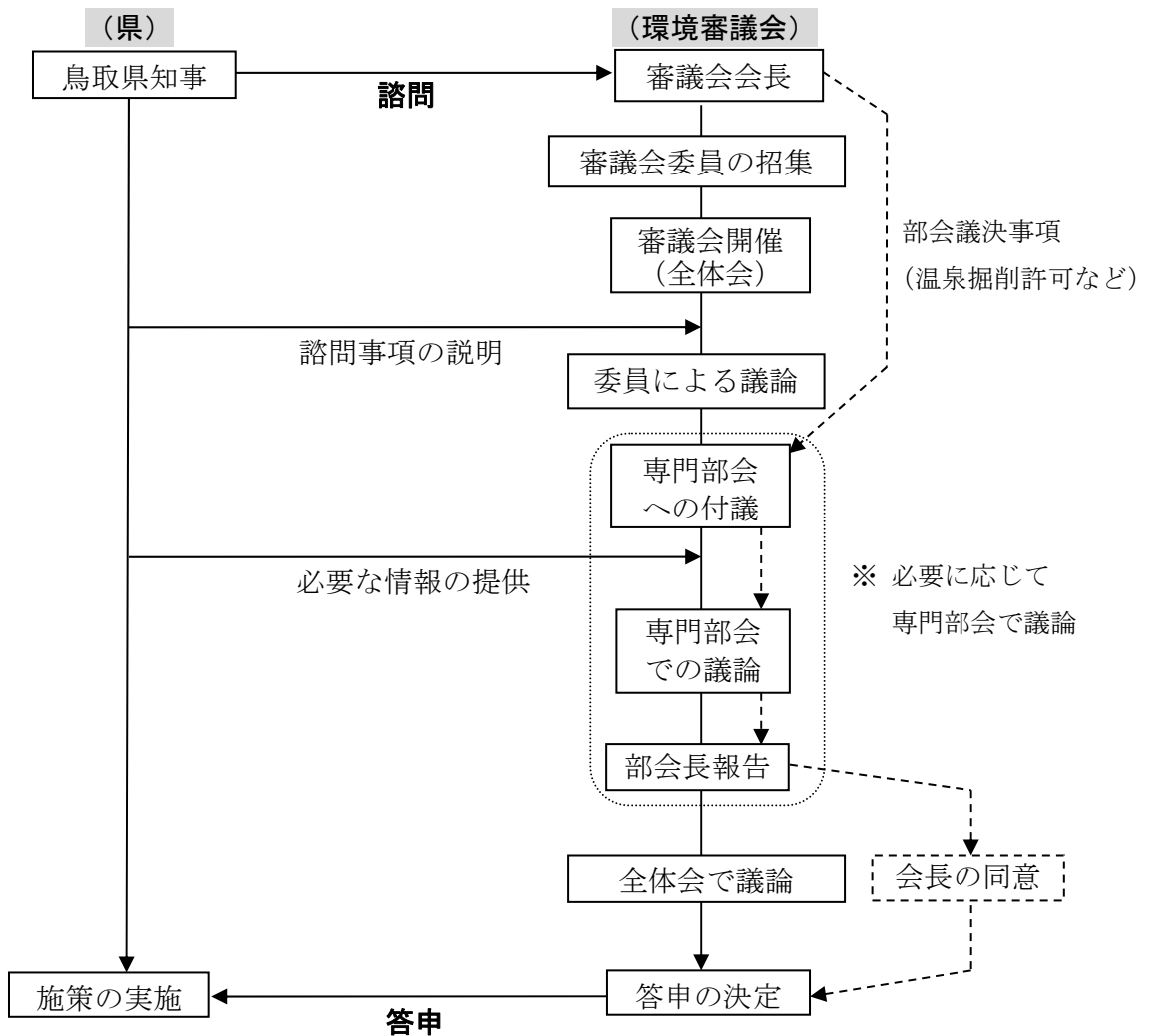
## 鳥取県環境審議会について

令和6年12月/環境立県推進課

## 1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

## 2. 審議会手続きの流れ



# ○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日  
鳥取県条例第19号

## 第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

## (組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

## (任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

## (幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

## (庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

## (雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

令和5年9月4日  
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

### 付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

部会の所掌事務

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- ととりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)